

第4期北方町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

北方町

北方町社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉の考え方	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画期間	8
5 計画の策定体制	8
第2章 北方町の現状	9
1 北方町の状況	9
2 アンケート調査の概要	13
3 団体ヒアリング結果	22
4 現行計画の実施状況	26
5 各調査からみる北方町の地域福祉における課題	31
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 施策体系	34
3 基本目標	35
第4章 施策の展開	36
基本目標1 地域福祉を進める風土づくり	36
基本目標2 地域共生のまちづくり	40
基本目標3 安全・安心の環境づくり	47
第5章 関係計画	53
1 北方町成年後見制度利用促進基本計画	53
2 北方町再犯防止推進計画	55
第6章 計画の推進にあたって	57
1 計画の推進体制	57
2 計画の評価・点検	58
第7章 資料編	59
1 北方町地域福祉計画推進協議会設置要綱	59
2 北方町地域福祉計画推進協議会委員名簿	61

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景と趣旨

- 近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加、人々のライフスタイルの多様化などを背景に、人と人の相互の社会的なつながりが希薄化し、地域社会で支え合う力が弱くなっています。また、孤独・孤立、虐待、ひきこもりの増加など、地域の福祉課題が多様化しています。さらには、8050 問題や介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーなどに代表される一つの世帯の中に複数の課題を抱える「複雑化（様々な分野の課題がからみあっている状態）・複合化（課題が複数の分野にまたがる状態）」した課題が顕在化し、対応の専門性や即応性が求められています。
- このような多岐にわたる地域の課題を解決していくためには、「自助」「互助」「共助」「公助」が相互に連携し、すべての人が支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指す必要があります。国は、平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会の実現」を掲げました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。
- 北方町では、令和 2 年 3 月に「第 3 期北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、基本理念「つながりと信頼を深め、みんなで支え合うまち 北方」を掲げて、町民とともに地域福祉の推進に取り組んできました。また、令和 5 年 4 月には、北学園、南学園、こども園が開校・開園し、15 年間の幼保小中一貫教育がスタートする等北方町の教育に大きな変化がありました。保育環境では、令和 9 年度までに町立保育園民営化及び統廃合計画等に基づき、4 つの町立保育園の廃止と新たに 2 つの公私連携幼保連携型認定こども園の設置を進めています。
- こうした中、計画の改定時期を迎え、地域福祉のさらなる推進を図るため、町民や各種団体、事業者などの参画を得ながら新たに「第 4 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域共生社会の実現を目指します。

(2) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

- SDGs（エスディーゼズ）とは「Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標」の略で、2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール



- SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念は、本計画の目指す地域共生社会の実現と方向性を同じくするものであるため、以下の関連する目標の実現を目指していきます。



目標1 貧困をなくそう



目標3 すべての人に健康と福祉を



目標10 人や国の不平等をなくそう



目標11 住み続けられるまちづくりを



目標16 平和と公正をすべての人に



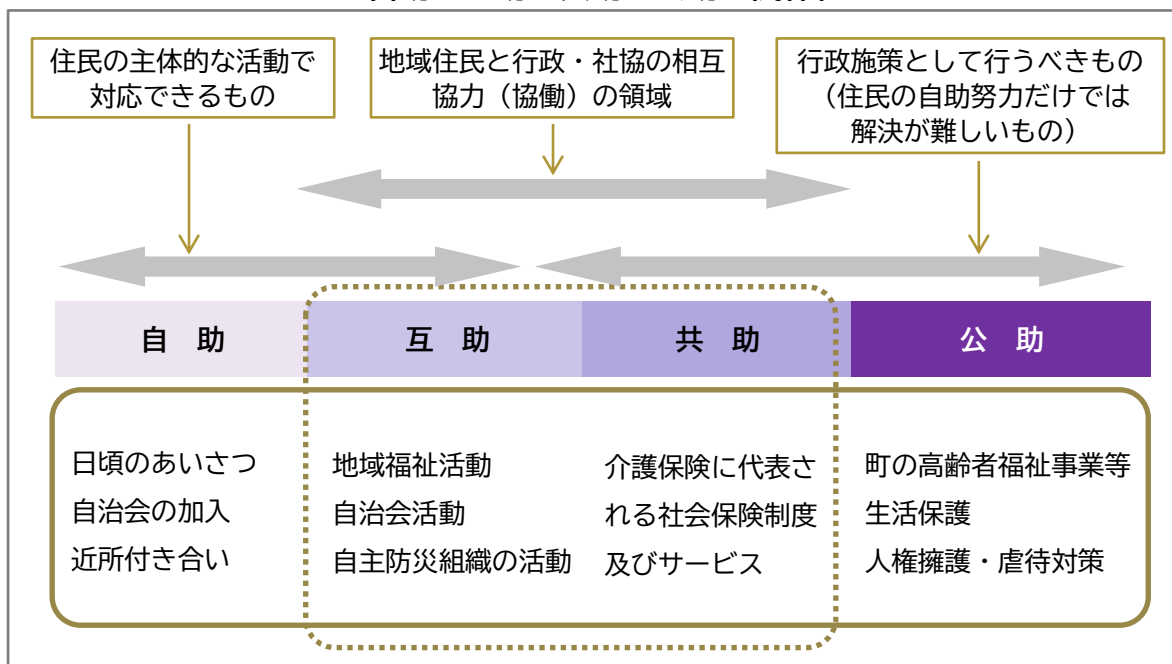
目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

2 地域福祉の考え方

(1) 地域福祉とは

- 「福祉」というと、子ども・高齢者、障がい者などの対象者ごとにわかれ、必要なサービスがそれぞれの法律や制度によって個別に提供されるものにとらえる人が多い傾向にあります。しかし、地域の生活課題の中には、一つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的サービスの対象にはならないものの生活するうえで困っていることなど、既存のサービスの枠組みにあてはまらないことが数多く存在します。
- 「地域福祉」とは、「自助（自分のことを自分でする）」「互助（近所の助け合い、ボランティア活動）」「共助（社会保険制度及びサービス）」「公助（行政が行う公的サービス）」を組み合わせ、地域の様々な生活課題を解決し、地域全体をよりよいものにしていこうとする取組です。
- なお、地域福祉の推進について、社会福祉法第4条に、地域福祉を推進する主体と目的が定められています。

自助・互助・共助・公助の関係性



社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

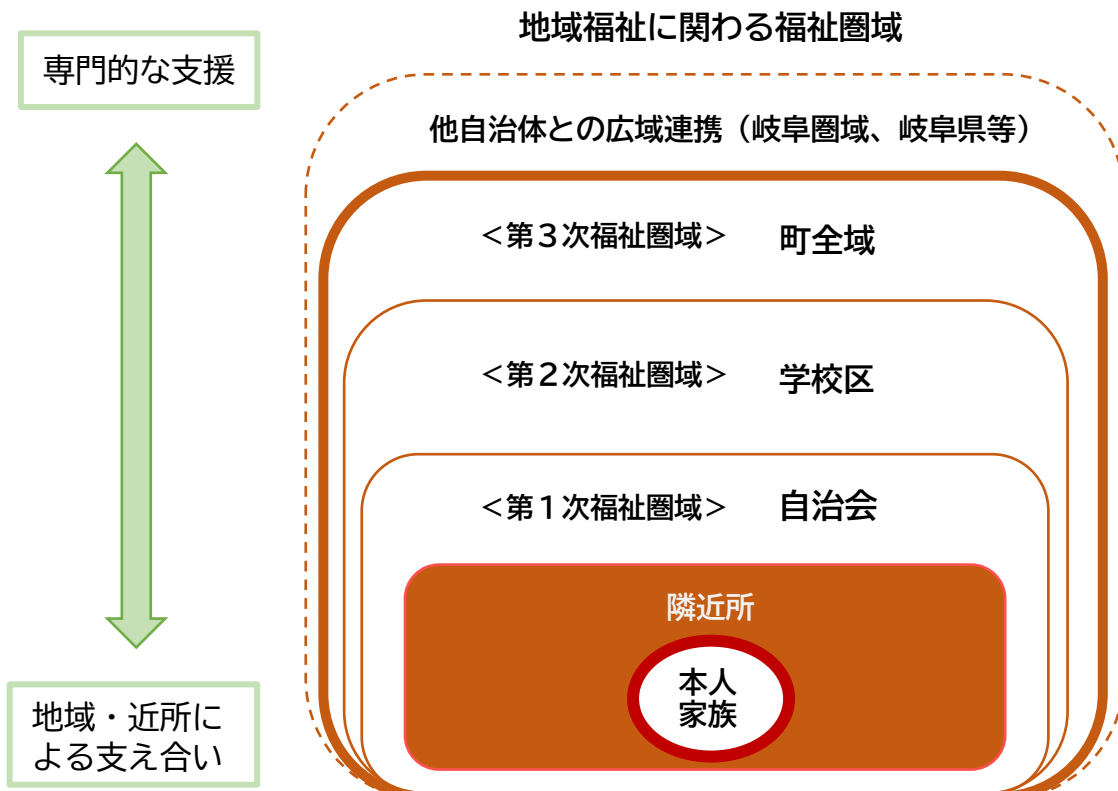
（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 北方町における地域の考え方

- 北方町では、学校区、自治会、高齢福祉分野における「日常生活圏域」など様々な地域の範囲があります。
- 自治会を第1次福祉圏域、学校区を第2次福祉圏域、町全体を第3次福祉圏域とし、それぞれの圏域レベルの特性などを踏まえた地域福祉活動を支援する環境づくりを図ります。



3 計画の位置づけ

(1) 本計画の法的位置づけ

- 本計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、北方町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。
- 本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

【社会福祉法】

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

（市町村の講ずる措置）

- 第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

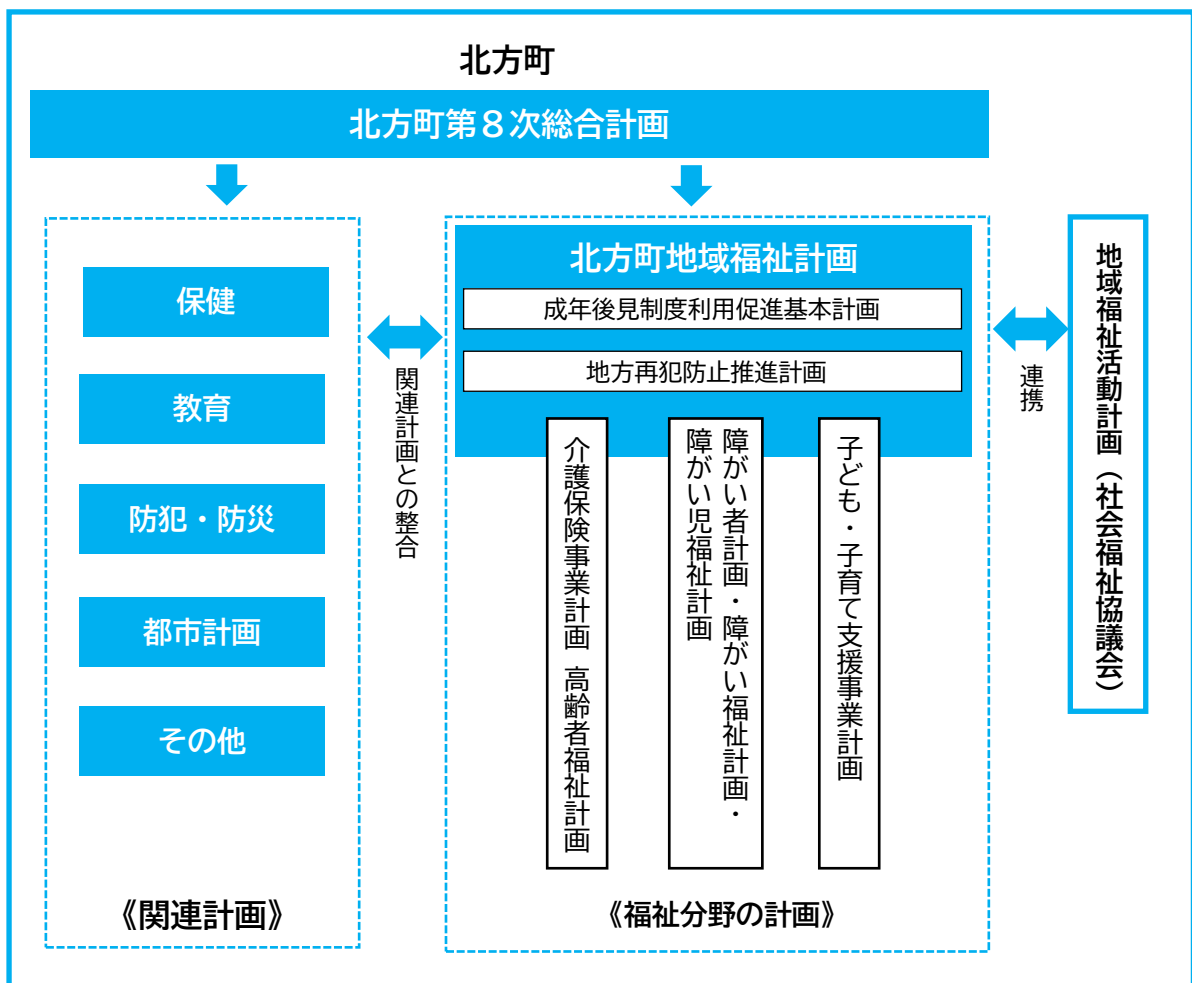
（地方再犯防止推進計画）

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅延なくこれを公表するよう努めなければならない。

(2) 計画の性格

- 本計画は、「北方町総合計画」を最上位計画とし、目指すべき将来像である「新たな感動とつながり 未来輝く北方」を、地域福祉の面から実現していく役割を担っています。
- また、福祉分野における上位計画として位置づけられるものであり、福祉（高齢者、障がい者、子育てなど）に関する既存の部門別計画における基本的な考え方や理念などを相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉分野に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。

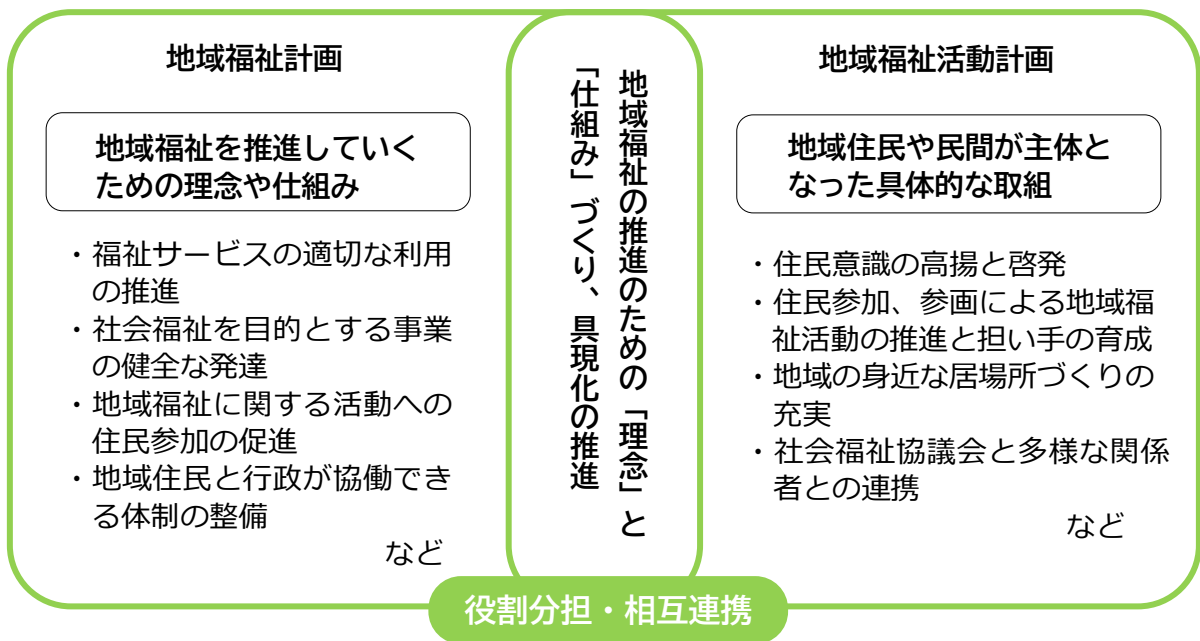
計画の位置付けイメージ図



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

- 「地域福祉計画」は町としての地域福祉の「理念」と「仕組み」をつくる計画で、「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」の理念や仕組みをもとに、具体的な活動内容を考える計画となります。
- 本計画では、「地域福祉計画」における地域福祉の「理念」を効果的に進めるうえでの役割を明確化するために「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

両計画の関係性



4 計画期間

- 本計画は、令和7年度を初年度として、令和11年度を目標年度とする5年計画です。なお、国の方向性や社会環境の変化等により見直しが必要な場合には、計画の見直しを行います。

計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画					第4期北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画				

5 計画の策定体制

- 本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、また、策定段階から住民参加を図るため、下記の調査、意見聴取などを行いました。

(1) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

- 町内の18歳以上の男女1,000人に対して、地域課題についての意識、住民の地域活動への参加状況、優先して充実すべき施策等のご意見をお伺いするため、地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

(2) 関係団体に対するヒアリング調査の実施

- 町内で活動されている福祉団体の皆様の考え方やご意見などをお伺いするため、地域福祉に関するヒアリング調査を実施しました。

(3) 地域福祉計画推進協議会による検討

- 地域福祉施策は町行政組織の幅広い部門に関連するため、有識者、社会福祉団体などの代表から構成される「北方町地域福祉計画推進協議会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

(4) パブリックコメントの実施

- 計画を策定するにあたり、町ホームページなどで計画案を公表し、それに対する意見を募集するパブリックコメントを行います。

第2章

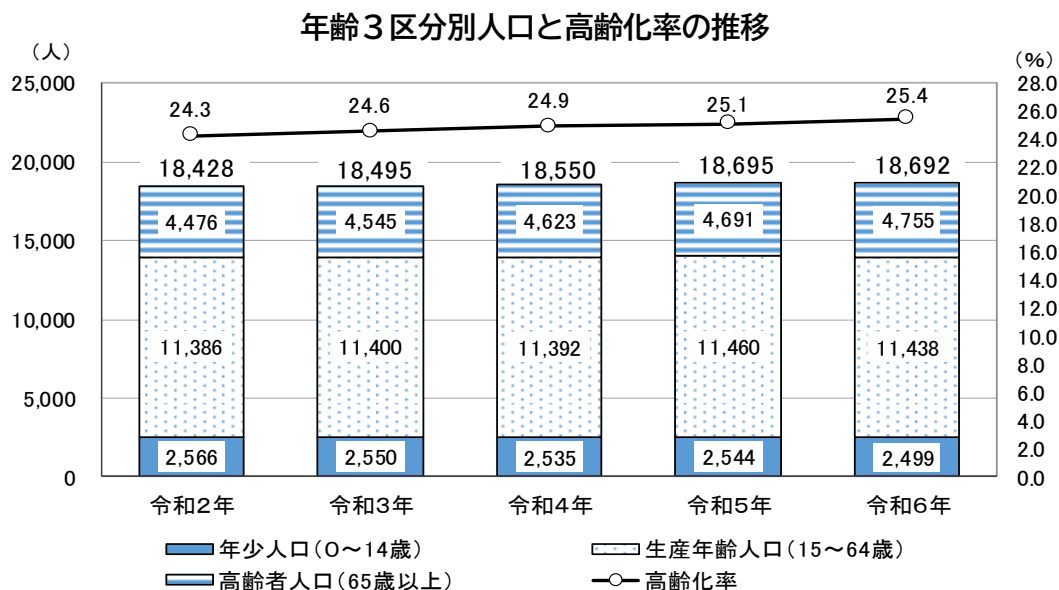
北方町の現状

1 北方町の状況

(1) 人口の状況

①年齢3区分別人口の推移

- 本町の人口推移をみると、総人口は令和5年までは増加しており、令和6年で18,692人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向となっており、2,499人となっています。生産年齢人口（15～64歳）は11,000人台で推移し、令和6年で11,438人となっています。高齢者人口（65歳以上）は年々増加し、令和6年で4,755人、高齢化率は25.4%となっています。

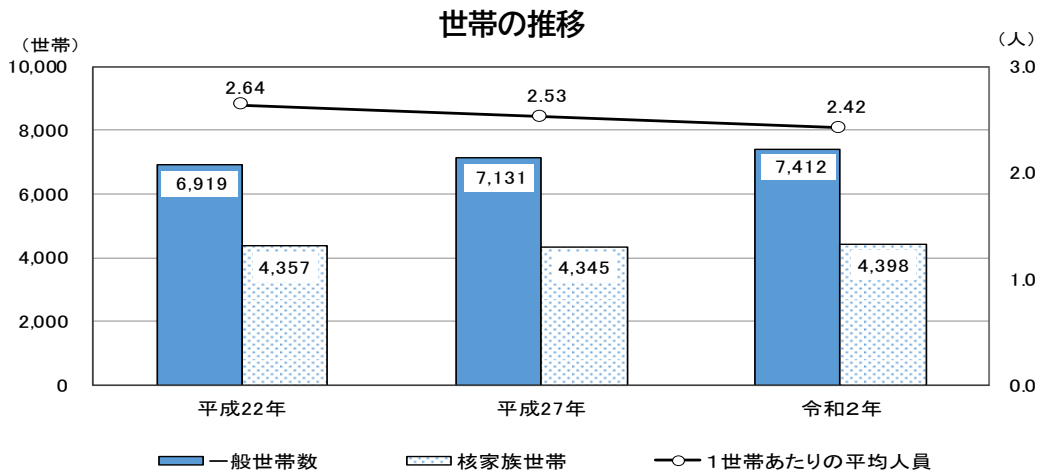


資料：住民基本台帳（令和2年～令和6年：各年1月1日現在）

(2) 世帯の状況

①一般世帯・核家族世帯の状況

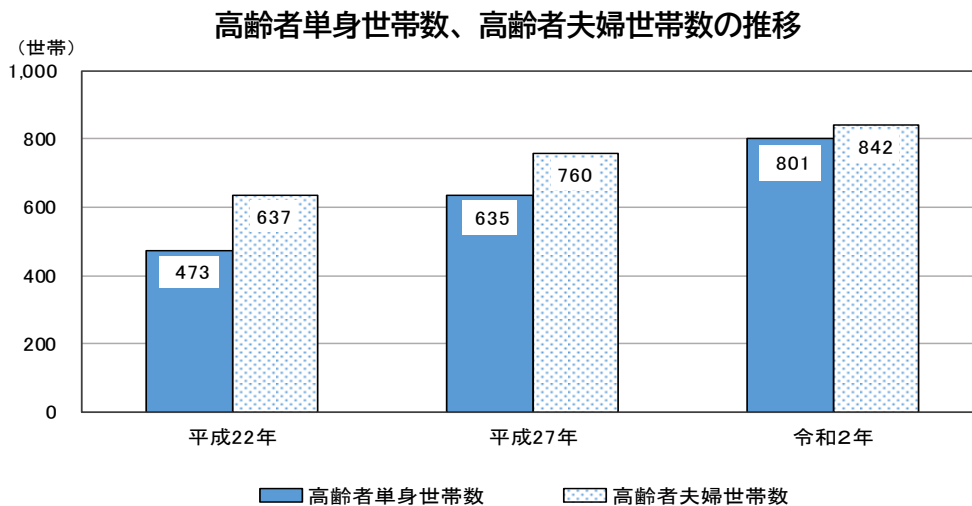
- 一般世帯数は増加しており、令和2年で 7,412 世帯となっています。核家族世帯数は微増し、令和2年で 4,398 世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員は減少しており、令和2年で 2.42 人となっています。



資料：国勢調査

②高齢者単身世帯数・高齢者夫婦世帯数の状況

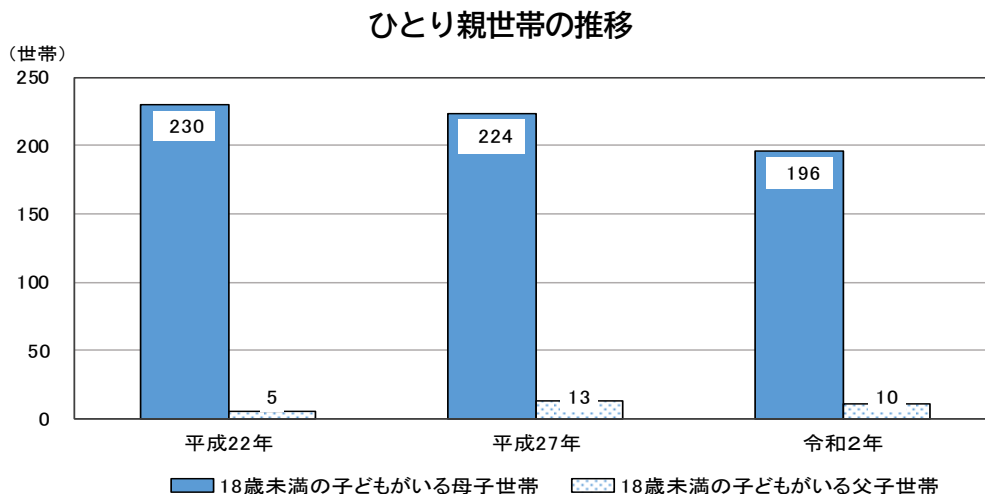
- 高齢者単身世帯数は、平成22年に対して令和2年は 1.70 倍の 801 世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は、平成22年に対して令和2年は 1.32 倍の 842 世帯となっています。



資料：国勢調査

③ひとり親世帯の状況

- 18歳未満の子どもがいる母子世帯は減少傾向にあり、令和2年で196世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は、令和2年で10世帯となっています。

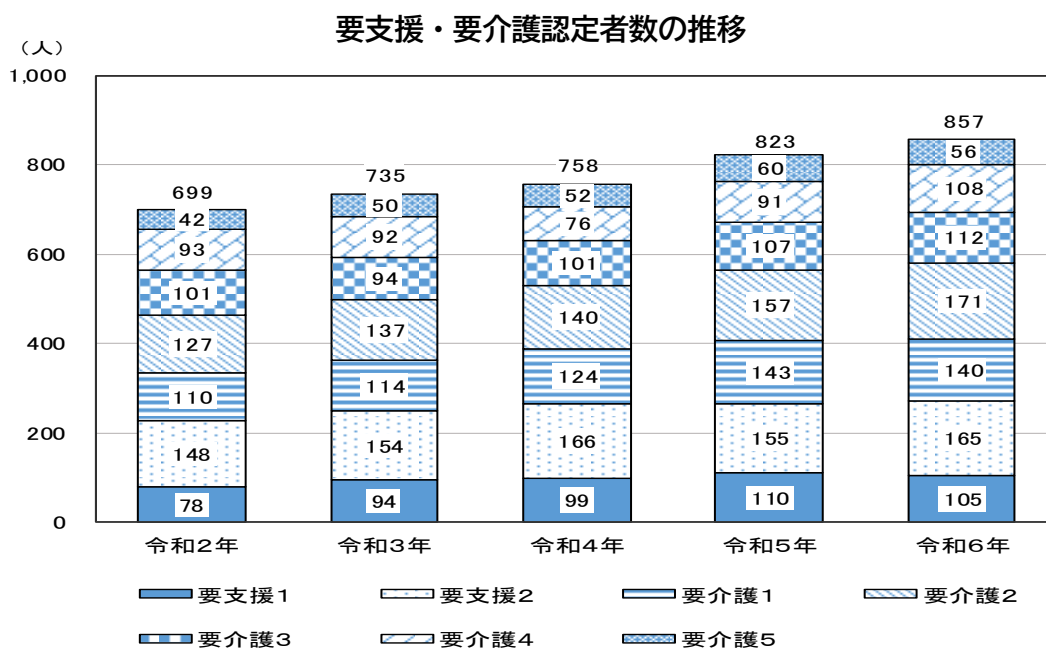


資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

①要支援・要介護認定者数の状況

- 要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあり、令和6年で857人と、令和2年からの4年で1.23倍となっています。要支援・要介護状態区別にみると、要介護2が特に増加しています。

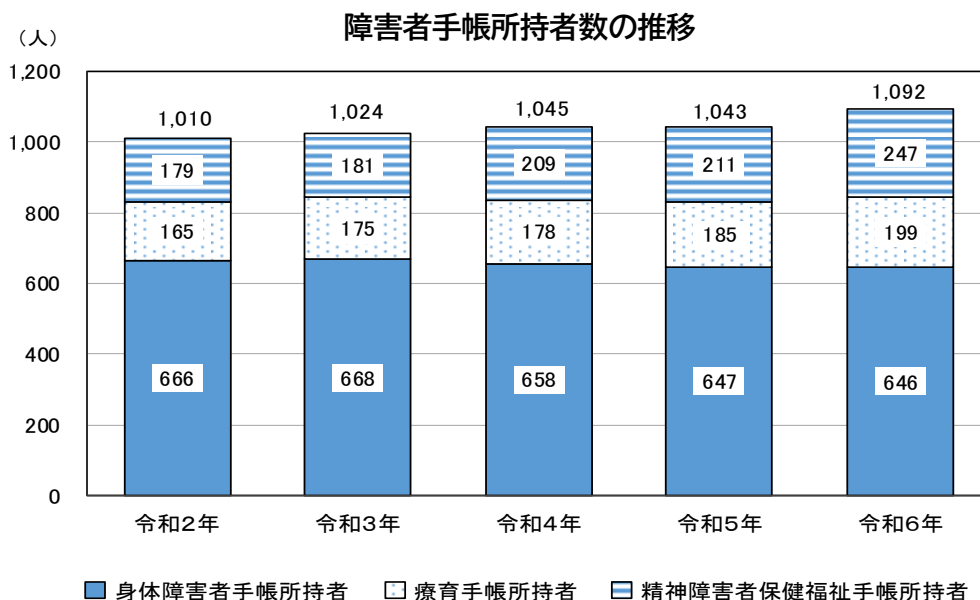


資料：令和2年～令和6年：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

(4) 障がい者（児）の状況

①障害者手帳所持者数の状況

- 障害者手帳所持者数は、令和6年で1,092人となっています。療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者が増加し、身体障害者手帳所持者が減少しています。

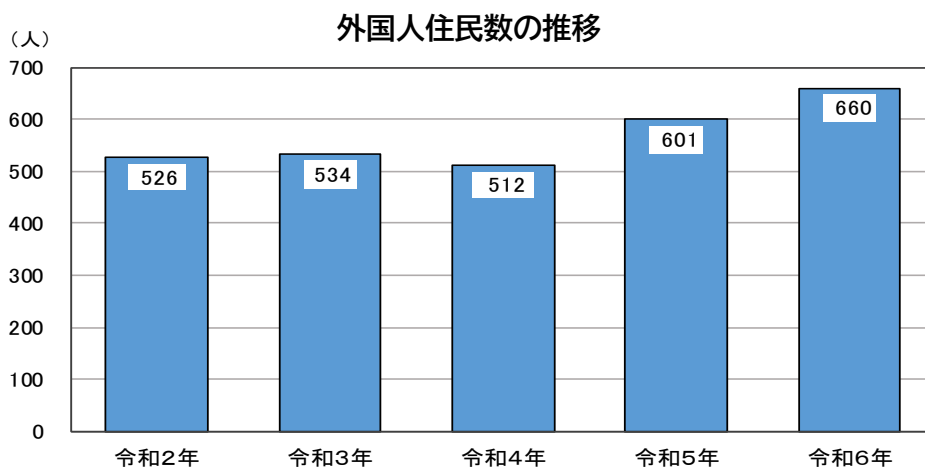


資料：福祉子ども課（各年度4月1日現在）

(5) 外国人の状況

①外国人住民数の状況

- 外国人住民数は令和5年に対して令和6年で660人と59人増加しています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

2 アンケート調査の概要

1 調査の目的

「第3期北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の改定時期を迎えたため、計画策定の基礎資料として、調査を実施しました。

2 調査対象者

北方町在住の18歳以上の1,000人を無作為抽出

3 調査期間

令和6年7月24日から令和6年8月9日

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収結果

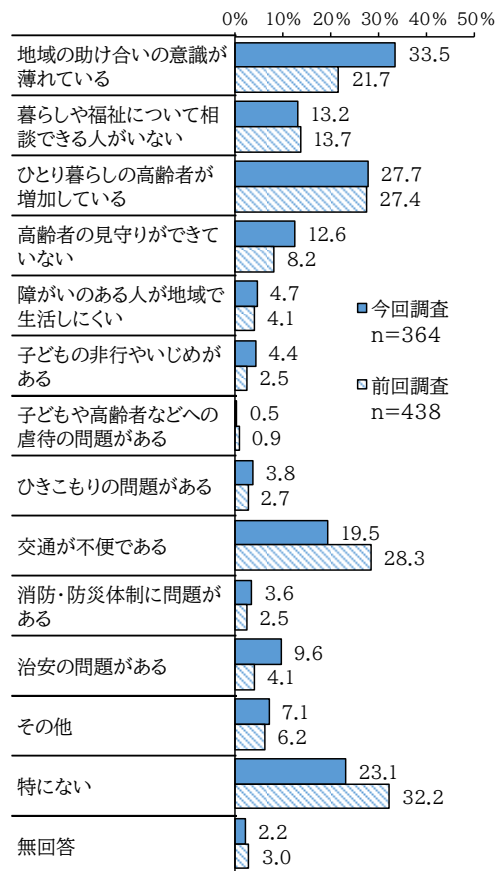
配布数	回収数		有効回答率
	有効	無効 (白票)	
1,000件	364件	1件	36.4%

(1) 地域との関わりについて

①地域の課題

「地域の助け合いの意識が薄れている」が33.5%で最も高く、次いで「ひとり暮らしの高齢者が増加している」が27.7%、「特にない」が23.1%となっています。

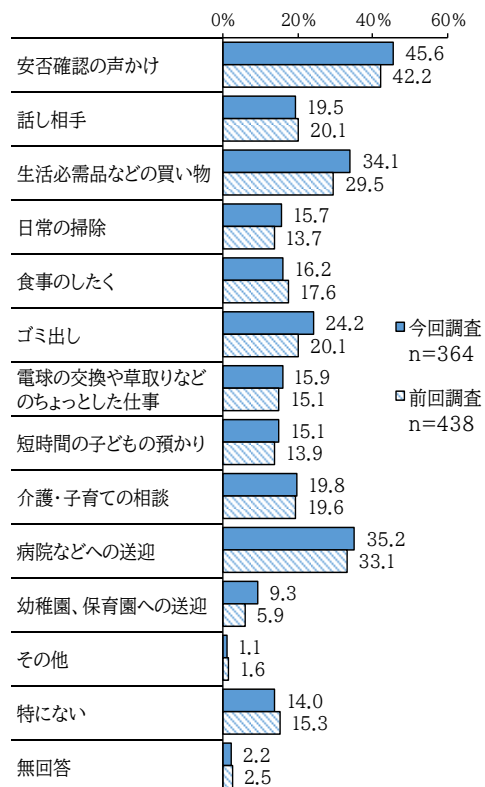
前回調査と比較すると、「地域の助け合いの意識が薄れている」の割合が高くなっています。



②地域でしてほしい手助け

「安否確認の声かけ」が45.6%で最も高く、次いで「病院などへの送迎」が35.2%、「生活必需品などの買い物」が34.1%となっています。

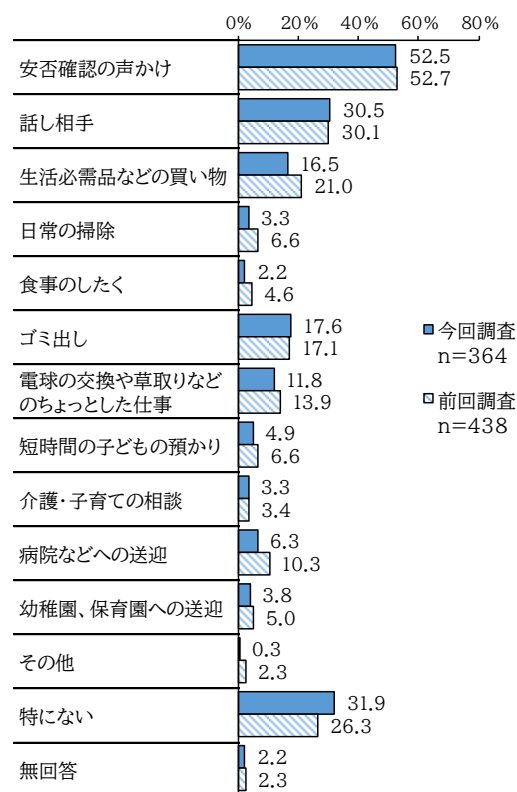
前回調査と比較すると、「生活必需品などの買い物」の割合が高くなっています。



③ 普段の生活の中においてできる手助け

「安否確認の声かけ」が 52.5% で最も高く、次いで「特にない」が 31.9%、「話し相手」が 30.5% となっています。

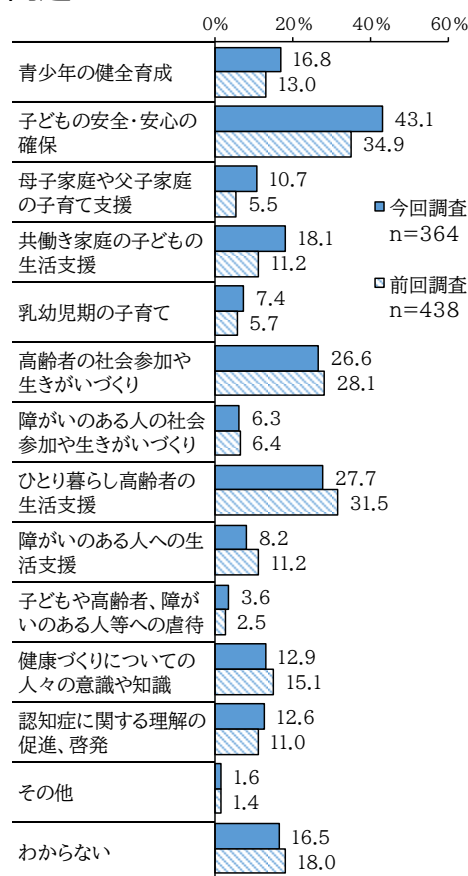
前回調査と比較すると、「生活必需品などの買い物」「病院などへの送迎」の割合が低くなっています。



④ 地域住民が優先的に取り組んでいきたい課題や問題

「子どもの安全・安心の確保」が 43.1% で最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の生活支援」が 27.7%、「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」が 26.6% となっています。

前回調査と比較すると、「子どもの安全・安心の確保」の割合が高くなっています。

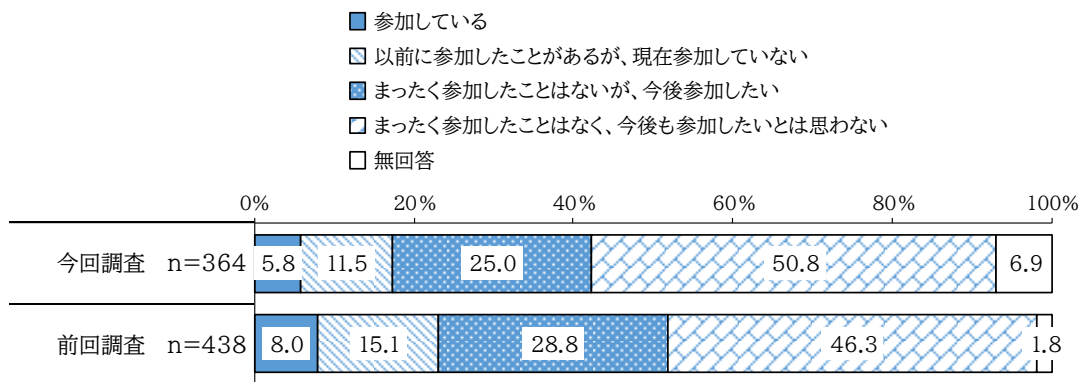


(2) ボランティア活動について

①ボランティア活動の参加状況について

「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が 50.8%で最も高く、次いで「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が 25.0%、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が 11.5%、「参加している」が 5.8%となっています。

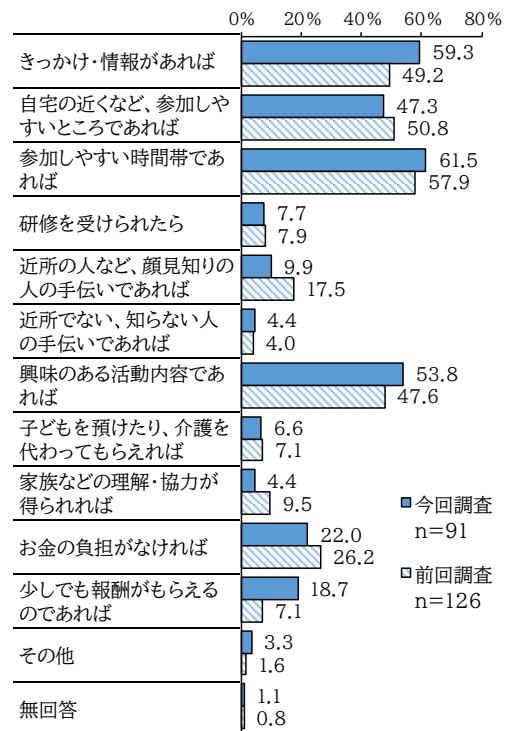
前回調査と比較すると、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が高くなっています。



②ボランティア活動に参加するための条件

「参加しやすい時間帯であれば」が 61.5%で最も高く、次いで「きっかけ・情報があれば」が 59.3%、「興味のある活動内容であれば」が 53.8%となっています。

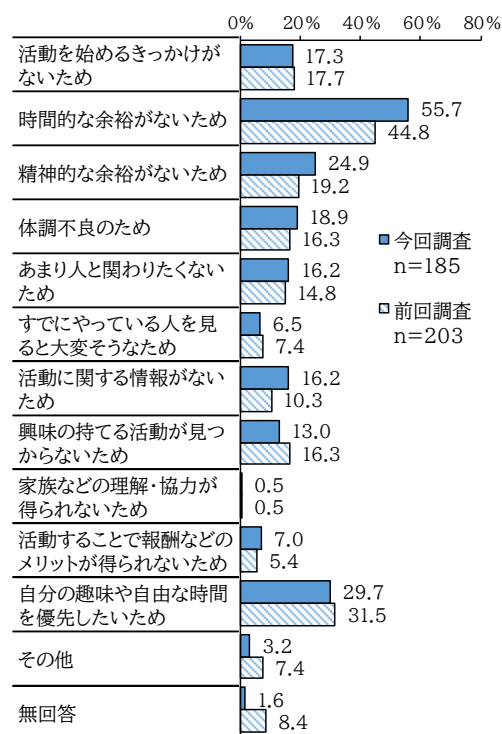
前回調査と比較すると、「きっかけ・情報があれば」の割合が高くなっています。



③ボランティアに参加したくない理由

「時間的な余裕がないため」が 55.7%で最も高く、次いで「自分の趣味や自由な時間を優先したいため」が 29.7%、「精神的な余裕がないため」が 24.9%となっています。

前回調査と比較すると、「時間的な余裕がないため」の割合が高くなっています。

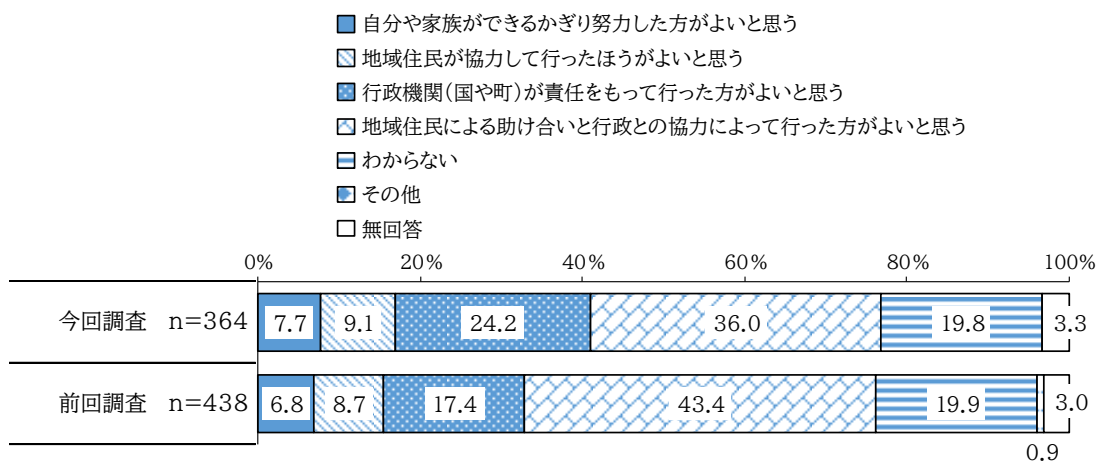


(3) 福祉サービス・地域環境の評価について

①地域福祉を進めるにあたって、地域の課題を解決する方法について

「地域住民による助け合いと行政との協力によって行った方がよいと思う」が 36.0%で最も高く、次いで「行政機関（国や町）が責任をもって行った方がよいと思う」が 24.2%、「わからない」が 19.8%、「地域住民が協力して行ったほうがよいと思う」が 9.1%、「自分や家族ができるかぎり努力した方がよいと思う」が 7.7%となっています。

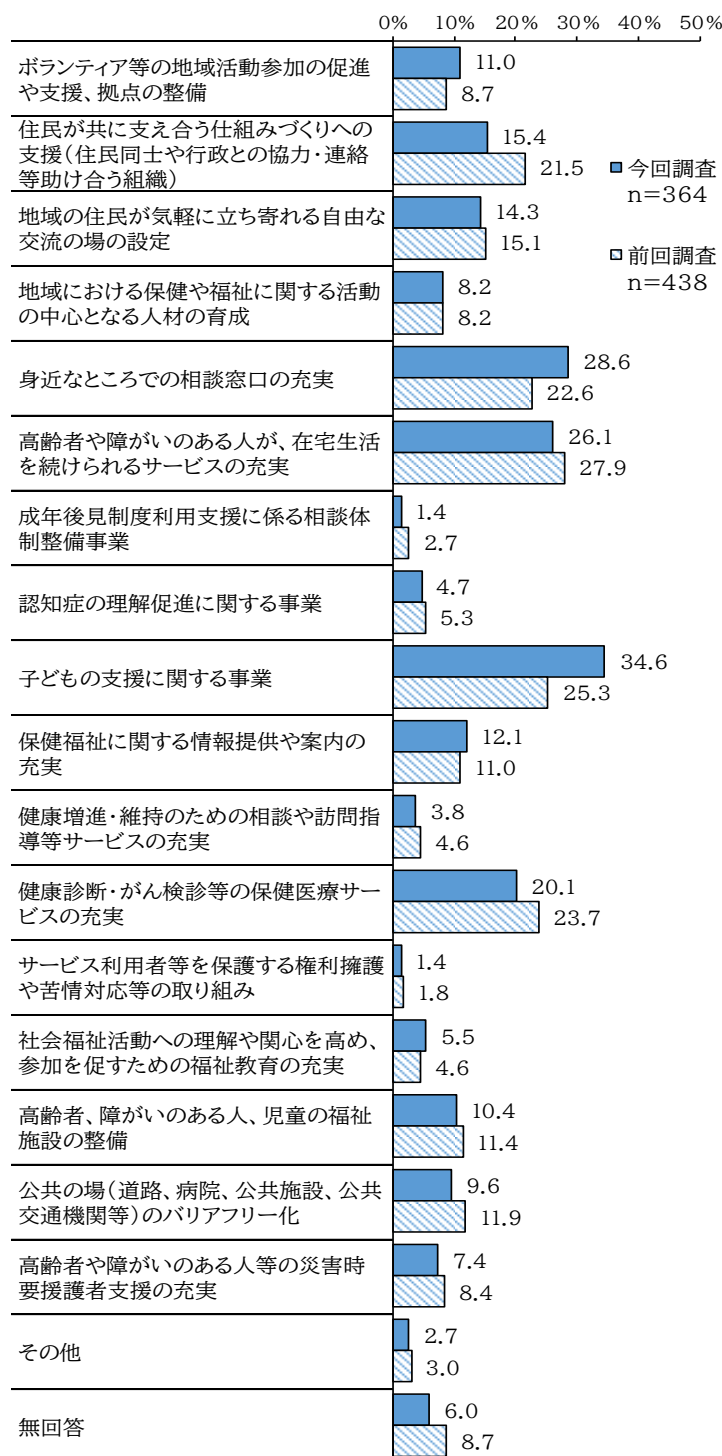
前回調査と比較すると、「行政機関（国や町）が責任をもって行った方がよいと思う」の割合が高く、「地域住民による助け合いと行政との協力によって行った方がよいと思う」の割合が低くなっています。



②今後、北方町で取り組むべき施策について

「子どもの支援に関する事業」が 34.6%で最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が 28.6%、「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられるサービスの充実」が 26.1%となっています。

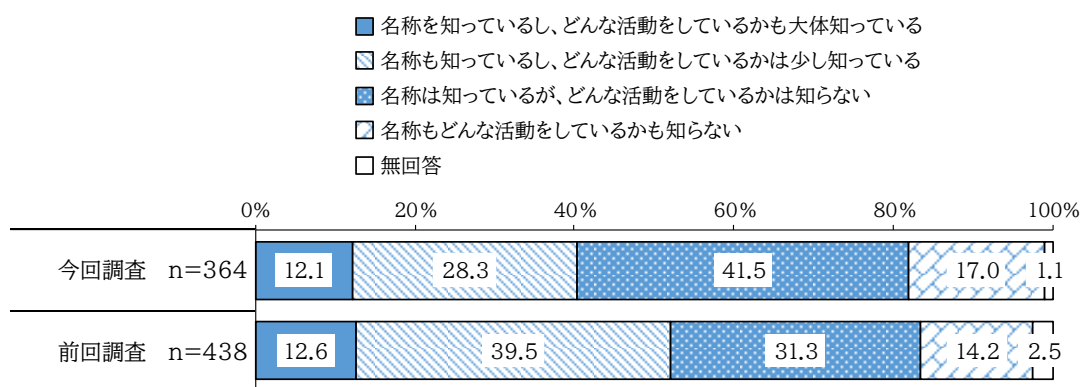
前回調査と比較すると、「子どもの支援に関する事業」の割合が高くなっています。



③民生委員・児童委員の認知度

「名称は知っているが、どんな活動をしているかは知らない」が41.5%で最も高く、次いで「名称も知っているし、どんな活動をしているかは少し知っている」が28.3%、「名称もどんな活動をしているかも知らない」が17.0%、「名称を知っているし、どんな活動をしているかも大体知っている」が12.1%となっています。

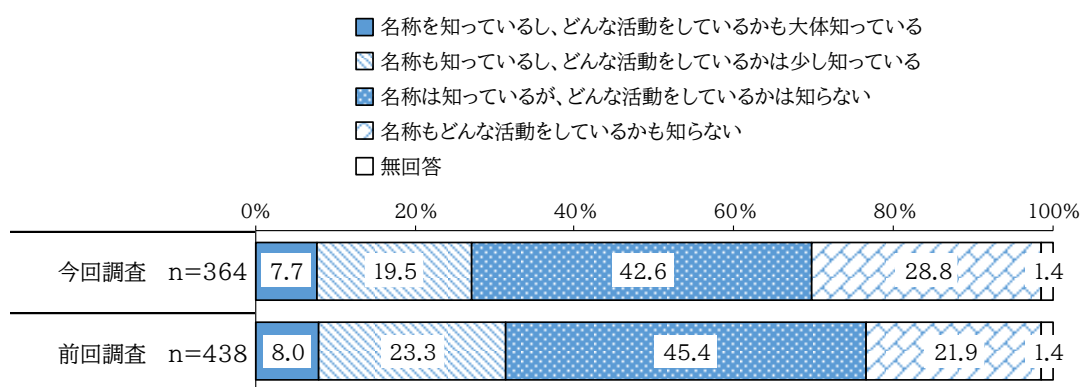
前回調査と比較すると、「名称は知っているが、どんな活動をしているかは知らない」の割合が高くなっています。



④北方町社会福祉協議会の認知度

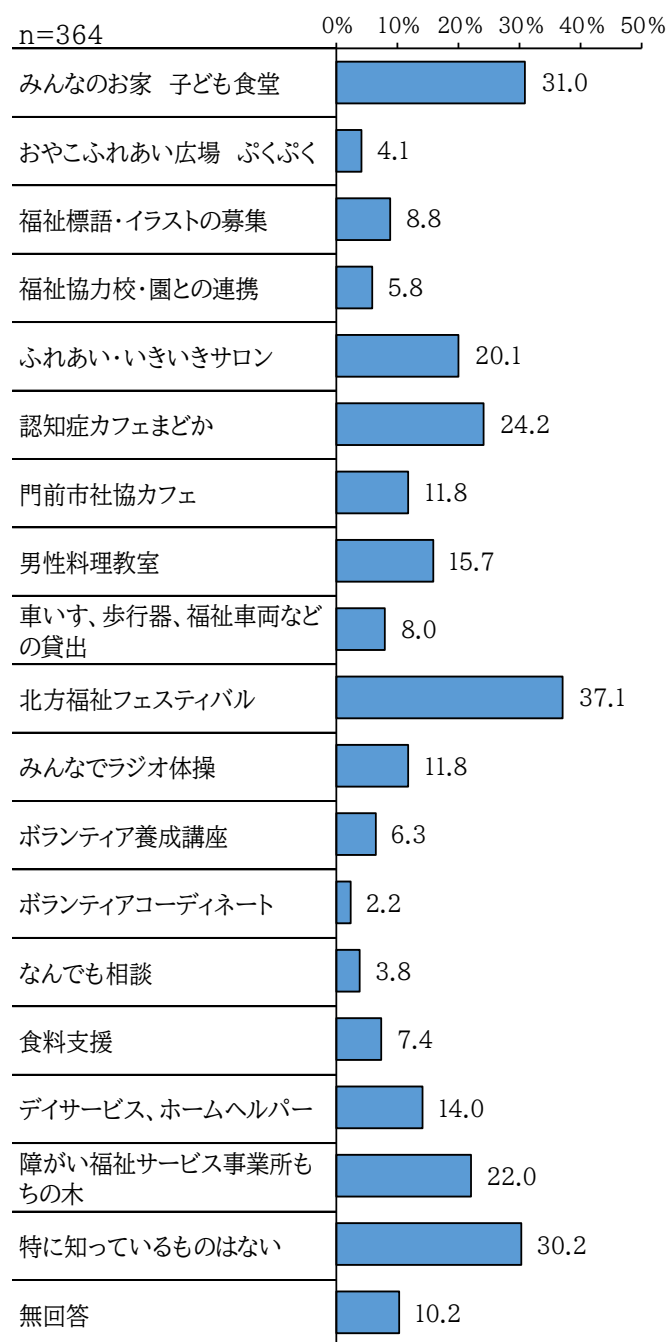
「名称は知っているが、どんな活動をしているかは知らない」が42.6%で最も高く、次いで「名称もどんな活動をしているかも知らない」が28.8%、「名称も知っているし、どんな活動をしているかは少し知っている」が19.5%、「名称を知っているし、どんな活動をしているかも大体知っている」が7.7%となっています。

前回調査と比較すると、「名称もどんな活動をしているかも知らない」の割合が高くなっています。



⑤北方町社会福祉協議会が行っている事業で知っている事業

「北方福祉フェスティバル」が37.1%で最も高く、次いで「みんなのお家 子ども食堂」が31.0%、「特に知っているものはない」が30.2%となっています。

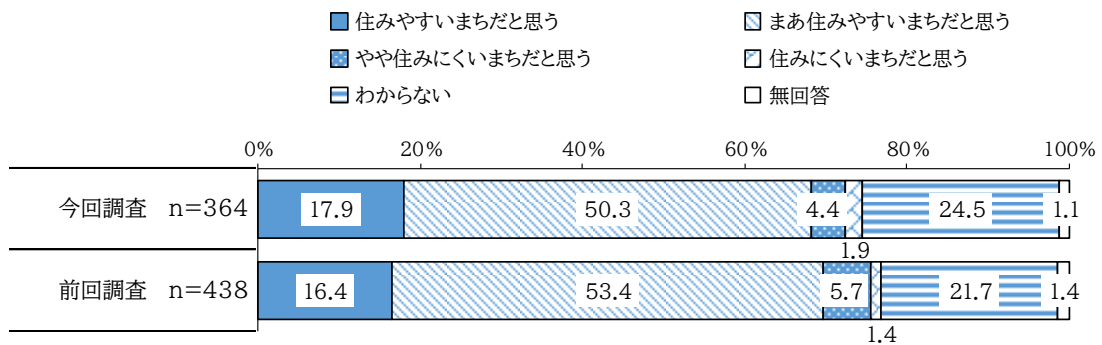


(4) 福祉のまちづくりについて

①福祉の面からみた北方町について

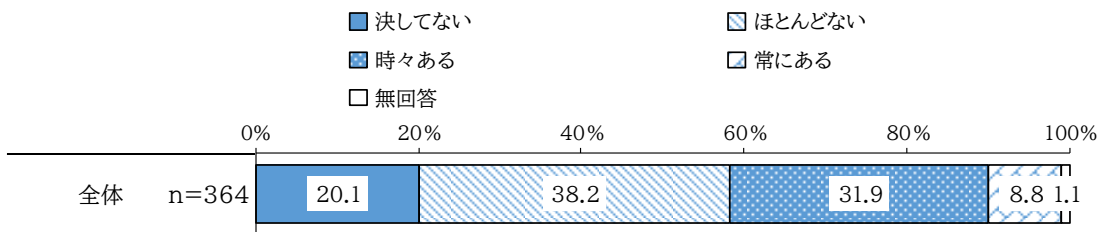
『住みやすいまちだと思う』（「住みやすいまちだと思う」と「まあ住みやすいまちだと思う」の計）が 68.2%、『住みにくいまちだと思う』（「やや住みにくいまちだと思う」と「住みにくいまちだと思う」の計）が 6.3%、「わからない」が 24.5%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。



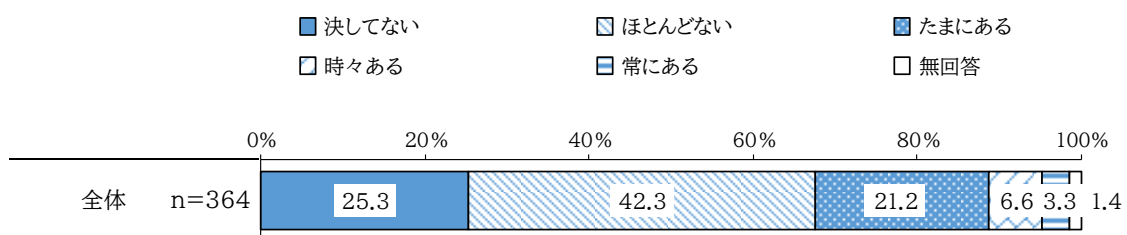
②自分は人と付き合いがないと感じる

『ない』（「決してない」と「ほとんどない」の計）が 58.3%、『ある』（「時々ある」と「常にある」の計）が 40.7%となっています。



③孤独であると感じる

『ない』（「決してない」と「ほとんどない」の計）が 67.6%、『ある』（「たまにある」と「時々ある」と「常にある」の計）が 31.1%となっています。



3 団体ヒアリング結果

- 地域において活動を行っている団体から 24 団体を抽出してヒアリングを実施し、地域福祉活動を行う上での課題や、地域のネットワークの必要性、行政や社会福祉協議会が力を入れるべきことなどを把握しました。

調査目的		地域福祉の担い手である各団体にヒアリングを行うことで、実情の把握と、地域福祉を進める上での課題等を整理するため。
調査団体	関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・北方町献血クラブ ・北方町食生活改善推進員協議会 ・北方町赤十字奉仕団 ・北方町保護司会 ・更生保護女性会 北方支部 ・北方町民生委員児童委員協議会
	NPO法人	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人ままプラザほっと
	ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> ・北方くらし助け愛隊 ・北方まちづくりの会 ・サタスク
	老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・北方町老人クラブ連合会 ・森町東雲会
	ふれあい・いきいきサロン	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき増梅会 ・いきいきすいれん ・いきいきふれあいサロンさくら ・いきいきサロン加茂 ・加茂町さつき会 ・森町元気サロン ・カフェ小柳 ・カフェ俵町 ・春来町あやめ会 ・広域いきいきサロンくすの木 ・ふれあいいきいきサロンつどい ・ふれあい栄町サロン
調査方法		各団体によるヒアリングシートの回答

団体の活動や運営にあたっての課題

- ・人材の確保が難しい
- ・メンバーの高齢化（若い人が少ない）
- ・活動がマンネリ（活動メニュー開発に苦慮）
- ・活動資金の確保が難しい
- ・活動のPRや情報発信、町民への周知が難しい
- ・利用者（参加者）が増えない
- ・リーダー（後継者）が育たない
- ・活動場所（拠点）の確保が難しい
- ・他の団体と交流する機会が乏しい

団体活動をより一層活発にするために必要なこと

- ・団体同士の情報交流
- ・自治会との連携・協力
- ・地域の若い世代（子育て世代）への呼びかけをしたいが、活動日が平日のため難しい。
- ・地域に活動の情報発信をする。（回覧板を回している）
- ・行政も関わることで双方の考え等の理解が深まる。
- ・町内イベントに参加して活動を知ってもらい、メンバーを増やす。
- ・有償ボランティアの活動費を払える資金があるとスタッフが長続きするのではないかな。
- ・活動資金の確保（寄付など）

団体同士の連携による、地域のネットワーク形成

回答した24団体中、「活発にすべき」が16団体、「特に必要はない」が1団体、「わからない」が5団体と、半数以上が地域のネットワーク形成への意識が高いことがうかがえます。

地域福祉の課題と地域福祉を進める上で必要だと思う今後の取組

課題

- ・高齢者が自宅にこもりがち。他の自治会のサロン等にもお誘いしているが難しい。
- ・百歳体操で健康づくり、おしゃべりで認知症予防に取り組んでいる。地域の仲間が互いに声をかけ合うことが必要。
- ・社会参加によるつながりづくりと健康寿命を伸ばすための食生活の啓発。
- ・高齢などの理由でごみ出しが困難になった世帯への支援者が足りない。
- ・高齢者や介護を行う家族が抱えている問題を、将来の我が事として知っておくことが大切。
- ・新しい参加者が入らないため、病気等で年々減っていく。
- ・いろいろな集まりのなかで防災について学ぶ機会が増えるといい。

- ・子どもの内面の育成のため、参加した親子が学習や遊びを通して交流し、人との関わりを楽しんでほしい。
- ・子どもに付き添ってくる保護者も楽しめるような工夫が必要。
- ・ひとり親家庭等の子育てについての現状把握と課題の明確化。

今後の取組

- ・社会福祉協議会を通していろいろな講師を招き、活動を活性化させたい。
- ・ごみ出し支援のため、ホームヘルパーや生活支援ボランティアが収集日以外にも搬出できるように行政と相談したい。
- ・防災や健康のための食事をテーマに取り上げ活動していきたい。
- ・活動に参加する子どもたちの様子を学園の先生方と共有していきたい。
- ・子どもが遊んでいる間に、保護者同士交流できるサロンのような場所づくりがしたい。

地域福祉を充実させるために北方町（行政）・社会福祉協議会が力をいれるべきこと

<行政>

- ・誰のための行政か、誰のためにこの事業を行うかの原因を見失わないでほしい。何をするにも本当にこれは住民が必要としているか。現状はどうかの調査を切望する。
- ・子育て等の分野は以前より随分充実してきたが、もっと目立たないこと、例えば介護をされている方へのフォローなども大切ではないか。
- ・町政に望む声を年2回程実施してほしい。要望を出した自治会だけに回答するのではなく、要望内容と回答を全自治会に知らせてほしい。
- ・地域福祉に関わりやすい地域風土づくりが大切。少子高齢化・人口減少などにより、今後の私達の暮らしがどうなっていくのか、当事者意識を持ち、福祉を考える機会が多くあるとよい。中高年は福祉に関心がある人が多いが、若い世代に関心を持ってもらうことが今後の地域福祉を継続していくために必要。
- ・北方町の職員一人ひとりが町内の福祉団体の活動内容を理解しておいてほしい。
- ・地震などによる大規模災害に備えた防災計画の充実を図ること
- ・地域から独立している世帯やケアラー等の情報を民生委員と共有し、必要な支援を行うべき。
- ・ひとり親や夫婦共稼ぎの家庭の子育てを支援する施設の充実
- ・相談窓口の一本化と各機関の支援内容一覧の作成（保存版）
- ・元気な高齢者と学園や子ども園との日常的な連携（昼休みと掃除時間をともに過ごすなど）
- ・社会福祉バスの運転（例：月1回、21日は円鏡寺）
- ・つながり合える場所づくり。活動していることをもっと見えるように告知する。講演会の実施。

<社会福祉協議会>

- ・社協の行っている地域福祉活動について住民への周知（社協とは高齢者のためにあると勘違いしている人は多い）
- ・福祉センターが土曜日や日曜日にも使えるようにしてほしい。
- ・行政との連携
- ・町内外の地域活動団体との交流・連携のサポート
- ・学園（北・南）へ出前授業や、幼保・学園のPTAと連携し、保護者向けに福祉講座を開催するとよい。
- ・団体同士が連絡を気軽に取り合える仕組みづくり
- ・住民が主体で活動する団体への支援（活動に関する相談・活動資金）
- ・ボランティアの養成
- ・生活困窮世帯に対する支援
- ・子ども食堂の充実。80歳以上の高齢者・ひとり親家庭は無料券、月1回様々な団体が主催するなど。身近な募金活動を増やして資金とする。
- ・民間企業との連携による新たな活動

<その他>

- ・住民一人ひとりが誰かとつながっていると感じられることにより、安心感・幸福感のある暮らしができるような仕組みや制度が作られることを期待する。
- ・計画の振り返りや進捗確認の会議が形骸化しないよう、また住民への周知についても工夫してほしい。
- ・自治会や子ども会に加入する世帯が減少している。地域福祉の推進のためにも具体的な施策を行ってほしい。

4 現行計画の実施状況

- 地域福祉に関する事業について、各基本目標・施策の実施状況を以下のようにまとめました。

実施状況（5段階）	
A	計画どおり進行中
B	概ね計画どおりだが、一部未実施
C	未着手
D	新型コロナウイルス感染症の影響で未着手
E	廃止または完了

基本目標1 助け合い「安心できる」まちづくり

<行政>

基本目標・基本施策	事業数	実施状況				
		A	B	C	D	E
基本目標1 助け合い「安心できる」まちづくり	21	13	7	1	0	0
基本施策（1）福祉意識の啓発	7	3	4	0	0	0
基本施策（2）身近に集える居場所づくり	7	4	2	1	0	0
基本施策（3）災害や犯罪等に備えた安全・安心な地域づくり	7	6	1	0	0	0

<社会福祉協議会>

基本目標・基本施策	事業数	実施状況				
		A	B	C	D	E
基本目標1 助け合い「安心できる」まちづくり	20	8	8	0	0	4
基本施策（1）福祉意識の啓発	8	1	4	0	0	3
基本施策（2）身近に集える居場所づくり	8	4	3	0	0	1
基本施策（3）災害や犯罪等に備えた安全・安心な地域づくり	4	3	1	0	0	0

■事業の実施状況

<行政>

- 基本目標1の「助け合い「安心できる」まちづくり」では、21事業のうち、「A:計画どおり進行中」が13事業、「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が7事業、「C:未着手」が1事業、「D:新型コロナウイルス感染症の影響で未着手」が0事業、「E:廃止または完了」が0事業でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、21事業のうち20事業を実施しています。

<社会福祉協議会>

- 基本目標1の「助け合い「安心できる」まちづくり」では、20事業のうち、「A:計画どおり進行中」が8事業、「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が8事業、「C:未着手」が0事業、「D:新型コロナウイルス感染症の影響で未着手」が0事業、「E:廃止または完了」が4事業でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、20事業のうち16事業を実施しています。

<総括>

- 新型コロナウイルス感染症等の影響で、普段からの近所付き合いがさらに薄れつつあり、近所同士の付き合いや支え合いについての啓発が課題となります。
- ボランティア養成講座が同じ内容であったり、同じ方が参加したりしている状況にあります。テーマの見直しなどを行い、一般の参加者が興味を引く内容への改善が必要となります。
- 身近な居場所づくりについては、福祉子ども課、健康推進課、社会福祉協議会の連携により、芝原ふれあいのお家やみんなのお家等多世代交流の拠点づくりが進められており、住民のふれあいの機会が増加しています。今後も継続して子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる拠点づくりを進めていく必要があります。
- ふれあい・いきいきサロンは、コロナ禍の影響を受けて活動が縮小することもありましたが、少しずつ数も増えていきます。地域の交流に有効な取組であるため、サロン活動の充実に向けて、継続的な支援が必要となります。
- 災害や犯罪等に備えたまちづくりについては、防災意識の啓発、災害ボランティア養成講座等の人材育成、消費生活出前講座等、様々な事業を行っています。災害時に円滑に要支援者の対応ができるように、避難行動要支援者台帳（見守り台帳）の登録を進めていく必要があります。

基本目標2 支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進

<行政>

基本目標・基本施策	事業数	実施状況				
		A	B	C	D	E
基本目標2 支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進	41	31	7	0	2	1
基本施策(1) 地域の支え合いの仕組みづくり	9	5	3	0	1	0
基本施策(2) 地域の見守り活動の推進	12	9	2	0	1	0
基本施策(3) 日常生活の支援の充実	15	14	0	0	0	1
基本施策(4) 安心して暮らせる支援体制の構築	5	3	2	0	0	0

<社会福祉協議会>

基本目標・基本施策	事業数	実施状況				
		A	B	C	D	E
基本目標2 支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進	36	22	6	6	0	2
基本施策(1) 地域の支え合いの仕組みづくり	9	5	2	2	0	0
基本施策(2) 地域の見守り活動の推進	8	2	2	3	0	1
基本施策(3) 日常生活の支援の充実	9	7	0	1	0	1
基本施策(4) 安心して暮らせる支援体制の構築	3	3	0	0	0	0
基本施策(5) 社会福祉協議会の機能強化・連携	7	5	2	0	0	0

■事業の実施状況

<行政>

- 基本目標2の「支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進」では、41事業のうち、「A:計画どおり進行中」が31事業、「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が7事業、「C:未着手」が0事業、「D:新型コロナウイルス感染症の影響で未着手」が2事業、「E:廃止または完了」が1事業でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、41事業のうち38事業を実施しています。

<社会福祉協議会>

- 基本目標2の「支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進」では、36事業のうち、「A:計画どおり進行中」が22事業、「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が6事業、「C:未着手」が6事業、「D:新型コロナウイルス感染症の影響で未着手」が0事業、「E:廃止または完了」が2事業でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、36事業のうち28事業を実施しています。

<総括>

- 地域の支え合いの仕組みづくりとしては、自治会活動の支援や第2層協議体立ち上げの支援等、様々な支援や連携・ネットワークづくりの充実が課題となっています。また、社会福祉協議会ではSNSで発信をしていますが、登録者が少ないことが課題となっています。
- 地域の見守りに関しては、支え合い見守りネットワーク協定を結ぶ事業者は令和6年現在114事業所となっており、さらに町内での支え合いの輪を広げていく必要があります。配食サービスを利用した安否確認は地区によって世帯数の差がある等、民生委員業務の効率化を図るにあたって課題となっており、持続可能な新たな見守り事業を検討していく必要があります。
- 高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等の様々な福祉ニーズがあり、さらなる対応の充実が必要となります。また、団体ヒアリングでは、外国人住民の対応に対して意見があり、新たな課題として地域の実態を踏まえた対応が求められます。
- 「みんなのお家」の運営などにより、多くの住民が参加している実績があり、さらなる住民の交流を図るとともに、関係団体と協働し「地域福祉のプラットフォーム」のような存在を目指した活動が期待されます。

<評価> 基本目標3 福祉環境と福祉サービスの充実

<行政>

基本目標・基本施策	事業数	実施状況				
		A	B	C	D	E
基本目標3 福祉環境と福祉サービスの充実	12	9	3	0	0	0
基本施策(1) 総合相談体制の確立	7	6	1	0	0	0
基本施策(2) 情報提供の強化	3	1	2	0	0	0
基本施策(3) 権利擁護体制の構築	2	2	0	0	0	0

<社会福祉協議会>

基本目標・基本施策	事業数	実施状況				
		A	B	C	D	E
基本目標3 福祉環境と福祉サービスの充実	10	8	1	1	0	0
基本施策(1) 総合相談体制の確立	3	3	0	0	0	0
基本施策(2) 情報提供の強化	3	2	1	0	0	0
基本施策(3) 権利擁護体制の構築	4	3	0	1	0	0

■事業の実施状況

<行政>

- 基本目標3の「福祉環境と福祉サービスの充実」では、12事業のうち、「A:計画どおり進行中」が9事業、「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が3事業、「C:未着手」が0事業、「D:新型コロナウイルス感染症の影響で未着手」が0事業、「E:廃止または完了」が0事業でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、12事業すべてを実施しています。

<社会福祉協議会>

- 基本目標3の「福祉環境と福祉サービスの充実」では、10事業のうち、「A:計画どおり進行中」が8事業、「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」が1事業、「C:未着手」が1事業、「D:新型コロナウイルス感染症の影響で未着手」が0事業、「E:廃止または完了」が0事業でした。「B:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、10事業のうち9事業を実施しています。

<総括>

- 本町では、地域包括支援センター、保健センター、町役場、関係機関等の様々な相談窓口があります。アンケート調査でも「身近なところでの相談窓口の充実」のニーズが高く、住民からも求められている施策であると言えます。今後は、身近な相談窓口の強化とともに複雑化・複合化した福祉ニーズに対応するため、包括的な相談体制の構築を進めていく必要があります。
- 社会福祉協議会のSNSを通じた情報提供が活発であり、公式のLINE・Instagram・Facebookでは、最新の活動情報が入手できます。こうした情報がより多くの住民に

届くように情報提供のさらなる強化が必要となります。

- 権利擁護に関しては、北方町成年後見支援センターにおいて成年後見制度の普及・啓発を進めています。また、社会福祉協議会では日常生活自立支援事業の周知と利用促進を図っています。今後、認知症高齢者の増加等により、利用ニーズも高まることが予想されるため、さらなる周知・啓発が課題となります。

5 各調査からみる北方町の地域福祉における課題

- 各調査から得られた地域福祉の主な課題を整理しました。

(1) 地域福祉を進める意識啓発・人材育成

- 本町では、広報やホームページ、社会福祉協議会ではSNSを活用して、地域福祉について理解や認識を深めるような様々な情報提供を進めてきました。
- 住民アンケートでは「地域の助け合いの意識が薄れている」という意見や、団体ヒアリングでは「地域福祉に関わりやすい風土づくりが大切」という指摘がありました。
- そのため、まずは、様々な媒体で地域福祉の周知・啓発の強化を図る必要があります。
- また、若い世代に届くようなSNSの活用や元気なシニア世代に対するアプローチなど、一人でも多くの町民に届くような工夫を行う必要があります。
- 意識の啓発と人材育成を並行して進めるため、ボランティア養成講座を通じて福祉の知識を得た人が実際の現場に携わる機会を増やしていく必要があります。

(2) 地域の支え合いや居場所づくり

- 本町では、高齢者見守りボランティアをはじめとして、様々なボランティア団体によって、地域における高齢者の見守り事業を進めてきました。また、協議体の提案により、町内で活動する事業者等と協定を結び、高齢者だけでなく子どもや障がい者等も含めて幅広く見守り活動を行う「支え合い見守りネットワーク活動」を進めています。
- また、行政サービスの対象とならないような、より身近な生活課題について、住民同士で話し合い、お互いにできることを実践していく第2層協議体の取組を進めています。
- こうした現状を踏まえて町、社会福祉協議会、関係団体等が連携して、より多くの住民が参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 本町では、みんなのお家・芝原ふれあいのお家・子ども食堂等、様々な居場所づくりを進めてきました。
- アンケート調査では、「地域の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場の設定」を優先して充実してほしいという意見は14.3%と住民の1割強が交流の場づくりを希望していることが分かりました。また、団体ヒアリングでは、福祉センターを土日にも利用できるようにするなど、居場所づくりへの意見がありました。

- こうした結果を踏まえて、身近に気軽に参加できる、様々な世代が交流する居場所づくりを進めていく必要があります。

(3) 相談支援体制の整備・庁内外の連携

- 本町では、支援を必要とする人への支援の充実を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してきました。
- アンケート調査の結果では、身近なところでの相談窓口の充実が 28.6%と上位に挙がっており、特に 50 代以上で身近な場所での相談ニーズの高さがうかがえました。
- 本町の取組として、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者など分野別に、相談を入り口とした各種支援を行ってきましたが、複雑化・複合化するケースに対する体制づくりが課題となっています。
- そのため、庁内の関係課の横の連携、社会福祉協議会や関係団体との連携、多職種の連携等を行い、重層的な相談支援体制づくりに向けて取り組んでいく必要があります。

1 基本理念

[基本理念]

つながりと信頼を深め、みんなで支え合うまち 北方

- 北方町第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画では、子どもから高齢者、障がい者まで、あらゆる年代の人が交流でき、町民の地域福祉の啓発を図り、地域の人々が協力し合い、町民自らがまちづくりを推進していくことができるように「つながりと信頼を深め、みんなで支え合うまち 北方」を理念として掲げてきました。
- この基本理念は、国が目指す地域共生社会の考え方にも通じ、本町が目指す地域福祉の将来像でもあるため、今後も継承し、基本理念に基づいて各種施策を展開していきます。



基本理念

つながりと信頼を深め、みんなで支え合うまち 北方

基本目標	施策の方向
1 地域福祉を進める風土づくり	(1) 福祉意識の啓発 (2) 情報提供の強化 (3) 人材育成・担い手づくり
2 地域共生のまちづくり	(1) 地域の支え合いの仕組みづくり (2) 地域の見守り活動の推進 (3) 身近に集える居場所づくり (4) 日常生活の支援の充実 (5) 社会福祉協議会と多様な関係者との連携
3 安全・安心の環境づくり	(1) 重層的な相談支援の確立 (2) 権利擁護体制の構築 (3) 防災・防犯の地域づくり (4) 安心して暮らせる支援体制の構築 (5) 再犯防止の推進

3 基本目標

- 基本理念を踏まえて、以下の3つの基本目標を掲げます。

1 地域福祉を進める風土づくり

- 子どもから高齢者まで幅広い世代に対して、地域福祉に対する理解を深めるため、広報やホームページ、SNS等により支え合いの意識啓発を行います。
- 幼少期からの福祉教育や学校でのボランティア活動が重要であるため、教育と福祉の連携を強化していきます。
- 福祉サービスの利用を促進するため、広報紙やガイドブックなどの紙の情報や町・社会福祉協議会ホームページ、SNS等によりサービスの必要な人に対して広く情報の取得促進を図ります。
- ボランティア講座等を通じて人材を養成し、社会福祉協議会が行うボランティア体験への参加など活躍の場へとつなげていきます。
- こうした意識啓発や人材育成を通じて、誰もが地域福祉を理解し、主体的な行動を促す風土を目指していきます。

2 地域共生のまちづくり

- 地域福祉を進めるため、町民主体の取組を進められるよう生活支援体制整備事業の協議体の活動を支援します。協議体の活動を通じて、地域課題等を協議し、解決に向けて取り組んでいけるよう体制を整備します。また、第2層で立ち上げを支援するコーディネート体制の強化を進めていきます。
- 身近に気軽に参加できる、様々な世代が交流する居場所づくりを進めていきます。
- 社会福祉協議会との連携を強化するとともに、子どもから高齢者、障がい者等すべての住民が誰かとつながっていることを感じられる地域共生のまちづくりを目指していきます。

3 安全・安心の環境づくり

- 近年、福祉ニーズは複雑化・複合化しており、包括的な支援の実施が必要となります。そのため、つながり・支え合いのある地域共生社会を目指すにあたって、相談者の属性に関わらない包括的な相談支援や多機関・多職種連携等の取組を進めていきます。
- 成年後見制度利用促進や日常生活自立支援事業の周知など権利擁護の体制の充実を図ります。
- 防災・防犯、歩道の段差解消や外出支援等住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。
- 保護司への支援や社会を明るくする運動等の再犯防止に関わる施策を進めていきます。

基本目標1 地域福祉を進める風土づくり

(1) 福祉意識の啓発

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすためには、地域での住民の日頃の交流や人を思いやり、支え合う意識の醸成が重要となります。そのため、広報・イベントなど様々な事業を通じて福祉意識を啓発していきます。また、次代を担う小・中学生などへの福祉教育の充実を図ります。

地域で生活する上で、子どもの安全・安心、ひとり暮らし高齢者への支援、障がい者への支援等、多くの課題があることを住民が理解し、我が事として主体的に取り組む意識づくりを働きかけていきます。

行政の取組

- ◆ 普段からの近所同士の付き合いが、平常時、災害時を問わず、支え合いの力となるので、「我が事・丸ごと」の精神を啓発します。
- ◆ 「福祉運動会」などの福祉事業を通して、協力団体との連携を図りながら、引き続き福祉への理解や啓発を推進します。
- ◆ 地域での集まりの場を活用し、職員による介護保険制度など福祉講座を実施します。
- ◆ 教育の場で高齢者や障がい者の疑似体験、福祉の学習、社会科の福祉車両などの学習を通じて、福祉についての学びを深めます。
- ◆ 認知症についての正しい知識や接し方、認知症に対する意識が高まるよう、様々な機会を利用し啓発していきます。
- ◆ 子育て支援や高齢者福祉事業などを推進する団体の行事予定等の情報を広報紙やホームページ等で提供し、引き続き地域住民の地域福祉への興味や関心を促進します。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 「北方福祉フェスティバル」などのイベントを通じて、住民とのつながりを深め、幅広い世代に向けて福祉意識の啓発を図ります。
- ◆ 多様なボランティア活動や体験講座を提供し、北方学園、町内各園や高校など、福祉協力校（園）や教育委員会との連携を図りながら福祉教育を力強く支援します。
- ◆ すべての人が差別や排除されることなく支え合える地域づくり、地域福祉への理解と参加促進につなげるため、福祉啓発講演会を継続して開催します。
- ◆ 町と共催している「福祉運動会」において、引き続き福祉への理解・啓発を推進します。
- ◆ 福祉標語・共同募金イラストの募集や出前授業などを通して、多くの子どもたちが地域福祉を意識する機会を北方学園と協働して作り上げ、地域福祉の風土づくりにつなげます。

地域住民の取組

- ◆ あいさつや声かけなど、地域の人とのコミュニケーションを心がけましょう。
- ◆ 日頃から地域福祉に関する様々な話題や情報に関心を持ちましょう。
- ◆ 高齢者や障がい者の視点に立って、どんなことが困るかを周りの人と考えましょう。

（２）情報提供の強化

誰もが安心してサービスを利用できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくりなどに関する情報提供の充実を図ります。また、若い世代ではSNSを活用する等、世代のニーズに合わせた情報提供方法の充実を図ります。

行政の取組

- ◆ 広報紙やホームページ等による情報媒体を活用した地域包括支援センターやこども家庭センターなどの相談機関の周知や情報提供を図るとともに、各種会議を通じた他の機関との連携、情報共有を継続して行います。
- ◆ 専門知識を持った相談員を配置し、適切な情報を提供できる体制を継続していきます。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 引き続き住民の声を生かした「社協だより」を発行し、子どもやボランティアが活躍する姿を軸とした「つながるための福祉情報」を発信します。
- ◆ 各種事業の周知、理解、利用促進のため、いろいろな集まりに出向き、積極的にチラシ配布や呼びかけを行います。
- ◆ ホームページや各種SNSについて一層の周知を図り、福祉事業の利用やボランティア活動の参加を促進します。

地域住民の取組

- ◆ 町の広報やホームページを活用して情報収集をしましょう。
- ◆ 社会福祉協議会の社協だより、ホームページ・SNS（LINE・Instagram・Facebook）で情報収集しましょう。
- ◆ わからないことは役場や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談しましょう。

(3) 人材育成・担い手づくり

地域の中で、住民同士の助け合いを担う福祉「人材」の育成・確保が重要です。そのため、福祉活動の中心となるリーダーの育成に向けて、就学期をはじめとして世代に合わせた学ぶ機会の確保を図ります。

また、町民が身近な地域で、地域活動やボランティア活動を行っている団体やその活動内容等に関心を持ち、参加できるよう、関連する各種情報の発信や学ぶ機会の確保、拡充を図ります。

行政の取組

- ◆ 広報紙やホームページ等を活用し、ボランティアに関する情報提供の充実を図ります。
- ◆ 住民主体によるボランティア活動の場の確保を図ります。
- ◆ ボランティアの養成やボランティアに関する講座の充実を図り、若者から元気なシニアまで潜在的なボランティア人材を掘り起こし、ボランティアを増やす取組を行います。
- ◆ 民生委員・児童委員の役割や活動内容などについて、広報等で広く町民に周知します。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 各種SNSの発信力を高めつつ、若い世代も楽しく参加できるようなボランティア活動を住民や関係機関と協働して企画・実施していきます。
- ◆ ボランティア団体の活動支援のため、企画相談やコーディネート、募集協力、活動費助成などに引き続き取り組みます。
- ◆ ボランティアのニーズを把握し活動環境の整備に努めるとともに、ネットワークづくりを支援し、多様な主体の住民活動を推進します。
- ◆ ボランティア養成講座をはじめとした研修や体験の場を数多く提供し、活動の輪を広げます。
- ◆ ボランティア活動を多面的に支援し、住民同士がともにつながり支え合う自主的な取組につなげます。

地域住民の取組

- ◆ ボランティア、地域福祉活動に関心を持ち、参加できそうな活動に参加してみましよう。
- ◆ 社会福祉協議会が開催している講座やイベントに参加し、ボランティアの活動を見たり、一緒に体験したりしてみましよう。
- ◆ 社会福祉協議会やボランティア団体のホームページ、SNS、チラシをチェックしてみましよう。

基本目標2 地域共生のまちづくり

(1) 地域の支え合いの仕組みづくり

地域課題が多様化する中で、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域住民の身近な見守りや支え合いが重要となります。そのため、自治会活動や生活支援体制整備事業として設置した「協議体」の活動を推進するとともに、町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など様々な活動主体間の連携を強化していきます。

行政の取組

- ◆ 自治会活動や地域サロンなど、地域ごとに集まる機会を活用したり、自治会役員、民生委員・児童委員等が協議する機会を設けたりするなど、今後も地域における課題について共有し、解決に向けて進むよう努めます。
- ◆ 自治会が中心になって行う祭りなどの伝統行事や清掃活動などを継続し、地域活動の多世代交流への支援を行います。
- ◆ 地域住民が生活支援コーディネーターと一緒に、第2層協議体をはじめとする地域の支え合いの体制づくりを進めるよう支援します。
- ◆ 地域住民、各種団体、各種機関、民間事業者、行政等多様な主体間で幅広く連携・協働を進め、地域のネットワークづくりを推進します。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 福祉関係団体に対する活動費助成を継続し、活動者と団体の支援・育成を行います。
- ◆ 第2層協議体等の活動を町と連携して支援します。
- ◆ 福祉推進委員の活動周知を進め、委員が地域で活動しやすい環境整備に努めます。
- ◆ 福祉分野に限らず、地元の民間の事業所や団体との連携を構築し、地域の福祉課題にともに取り組む土壌づくりを行います。
- ◆ みんなのお家、芝原ふれあいのお家などの交流拠点における住民活動が、より一層発展できるよう、町やボランティアと連携して支援を行います。

地域住民の取組

- ◆ 様々な主体から発信される地域福祉に関する情報を入手し、様々な活動に参加してみましょ。う。
- ◆ 地域づくりを我が事として捉え、地域の集まりや研修等に参加してみましょ。う。

(2) 地域の見守り活動の推進

ひとり暮らしや認知症の高齢者の見守り・声かけ等、地域の見守り活動を地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア、各種団体等の連携のもとで推進します。

また、令和6年4月に設置したこども家庭センターを中心に、安全・安心に地域で子育てできる体制づくりを推進します。

行政の取組

- ◆ 町内で活動する事業者等と協定を締結し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して「北方町支え合い見守りネットワーク活動」の輪を拡げていきます。
- ◆ ひとり暮らし高齢者等が安心して生活を営めるよう緊急通報システムの設置について、ホームページ・広報紙等での啓発を行うと共に、設置者への訪問を継続して行います。
- ◆ 認知症により行方不明になる可能性のある方や、その家族が安心して生活できるよう、見守りシールや個人賠償責任保険の利用を推進します。
- ◆ 地域住民が認知症の正しい知識や接し方について理解を深め、地域で見守る体制を構築するため、認知症サポーター養成講座を開催します。
- ◆ 「避難行動要支援者台帳」の整備や更新を行い、平常時より地域での要支援者の把握、支援に努めます。
- ◆ 町内各地域に適切に民生委員・児童委員を配置することにより、身近なところで見守る体制づくりを進めます。
- ◆ 精神保健福祉の啓発と手法の検討が必要であるため、ゲートキーパー養成講座等を行います。
- ◆ 交通安全啓発運動等を通じて、地域見守り体制の充実を図ります。
- ◆ こども家庭センターを設置し、健康推進課（保健センター）と福祉子ども課に子ども家庭支援員を配置します。母子保健機能と児童福祉機能の連携・充実を図り、様々な関係機関と連携し、安全・安心に地域で子育てできるように子どもやその家庭を支援します。

行政の取組

- ◆ 要保護児童対策地域協議会を定期的を開催し、児童虐待等の課題に取り組むため、主任児童委員や子ども相談センター等の関係機関との連携強化に努めます。
- ◆ 学校ごとのスクールガードリーダーや、登下校安全巡視員等による児童の下校時の見守りを継続します。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 特定の人や団体に大きな負担がかからないよう持続可能な見守りの形を検討していきます。
- ◆ 地域包括支援センターとの連携を継続し、見守りの情報共有や支援制度・各種サービスの利用につなげます。
- ◆ 学校や教育委員会と連携し、子どもを地域で見守る体制づくりを進めます。
- ◆ 民生委員・児童委員はじめ支援者との連携を強化し、支援者側の相談や困りごとに寄り添い、ともに課題解決に取り組んでいきます。
- ◆ 生活困窮世帯やひとり親家庭などへのアウトリーチ支援※に取り組めます。
- ◆ 年齢や障がいなどにかかわらず、すべての人が安心して地域で生活できるよう、日頃の交流活動や見守り活動を引き続き支援します。

地域住民の取組

- ◆ ふだんの生活において近所の人に対して思いやりの声かけをしてみましょう。
- ◆ 地域の見守りボランティアの活動に参加してみましょう。

※アウトリーチ支援：生活困窮世帯やひとり親家庭など、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人などに支援する事業。

本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援をする。

(3) 身近に集える居場所づくり

本町では、行政と社会福祉協議会とが連携し、みんなのお家、芝原ふれあいのお家など多世代が集える居場所づくりを進めてきました。地域の中で、住民が孤立することなく、子どもから高齢者まで多世代が集える交流拠点の整備を推進します。

行政の取組

- ◆ 認知症の人やその家族、地域住民が気軽に出向き活動することができるよう、多様な開催回数や活動内容で認知症カフェを継続して実施していきます。
- ◆ 第2層協議体の立ち上げを目指し、研修や地域活動について学び、活動支援を行います。
- ◆ 子ども食堂の運営支援事業を含めた共生型常設型の居場所である「みんなのお家」や「芝原ふれあいのお家」において、多世代交流のさらなる充実を図ります。
- ◆ 子どもから高齢者まで誰もが地域の中で自由に集える場を提供し、交流を通じて、身近な地域における世代を超えた関係づくりを今後も推進します。
- ◆ 北方コミュニティ学園協議会による地域、家庭、園・学校が協力して「北方の子」を育てる取組を推進します。

社会福祉協議会の取組

- ◆ ふれあい・いきいきサロンをはじめとした住民が主役となる場を積極的に周知し、参加促進に努めます。
- ◆ サロンなどへの活動費助成や、企画支援、出前講座のほか、活動者同士の情報連絡会などを継続し、活動支援を行います。
- ◆ 男性や若い世代の継続参加を促すため、ニーズや開催手法を研究し、地域参加のきっかけづくり、仲間づくりの場を提供します。
- ◆ 子育て支援の居場所である親子ふれあい広場「ぷくぷく」はじめ、多世代が安心して過ごせる場、交流できる場の充実に努めます。
- ◆ みんなのお家、芝原ふれあいのお家の地域交流、多世代交流を支援しつつ、住民や関係機関と協働し新たな交流拠点づくりを目指します。

地域住民の取組

- ◆ 自宅や仕事、学校以外の自分なりの居場所を見つけ、様々な人と交流してみましょう。
- ◆ みんなのお家、芝原ふれあいのお家など多世代が集える場所に行ってみましょう。
- ◆ 子ども食堂や体験教室などに子どもも大人も気軽に参加してみましょう。
- ◆ 各地域で実施されているふれあい・いきいきサロンに参加してみましょう。
- ◆ 町広報やくらしのカレンダーでカフェをチェックして遊びに行きましょう。

(4) 日常生活の支援の充実

子どもや子育て家庭、高齢者、障がい者、生活困窮者などの相談や福祉ニーズに対してサービス支援体制の充実を図ります。

また、関係機関等と連携を図りながら、支援を必要とする人へのニーズに応じた情報提供やサービスの利用促進に努めます。

行政の取組

- ◆ どの窓口にも相談があっても、その相談を受け止め、関係機関等と連携を図りながら適切なサービス利用につながるよう支援に努めます。
- ◆ 認知症カフェや介護教室を開催し、介護者同士が交流しリフレッシュできる機会をつくります。
- ◆ 老人クラブやふれあい・いきいきサロン、介護予防教室等様々な機会を通じて、認知症の正しい理解やその予防方法などの普及啓発に取り組みます。
- ◆ いきいき百歳体操やeスポーツ教室など、手軽に地域の人が集まり取り組むことができる介護予防活動を推進します。
- ◆ 子ども館や子育て支援センターなどにおける行事内容の充実を図り、子どもの居場所づくりや子育て世帯の支援を図ります。
- ◆ ちびっこルームなどの親子を対象とした交流機会の提供を継続し、子育て世帯の仲間づくりなどを支援します。
- ◆ 妊娠期から産後、乳幼児期を通して継続的に関わり、母子の心身の状態に応じて、適時適切な支援につながるよう努めます。
- ◆ ファミリー・サポート・センター事業による子どもの一時預かりなどの子育て援助活動の周知、活性化に努めます。また、私立認定こども園の新設に伴い、未就園児向けの一時預かり事業を拡充します。

行政の取組

- ◆ 公立・私立保育所等にて3歳未満児の受入れを実施します。今後もニーズに合わせてクラスや職員配置の調整、施設整備の検討を行います。
- ◆ 引き続きニーズに応じて公立・私立保育所等にて延長保育を提供していきます。
- ◆ こども家庭センター(保健センター、福祉子ども課)を中心とした子育てに関する一体的・包括的な支援に努めます。
- ◆ きたがた子育てハンドブックでの情報提供を始め、カワセミ便や広報紙等において、適宜、子育て関連情報の提供を行うなど町子育て支援施策の周知に努めます。
- ◆ 放課後児童クラブと放課後子ども教室等が連携し、放課後に児童が安全・安心に過ごす居場所の選択ができるよう、引き続き関係機関との連携を図ります。
- ◆ 福祉事務所と連携をすることにより、生活困窮者世帯の福祉、就労、住宅の相談体制を充実させるとともに福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の各分野との横断的な連携を図ります。
- ◆ 生活保護世帯や生活困窮世帯等に対して支援につながる制度やサービスについて整理し、適正な援助、支援を推進します。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 福祉制度やサービスにつながるための働きかけや、民生委員児童委員協議会など支援機関との連携強化を進めます。
- ◆ 住民との日頃の交流や事業を通して、認知症などの早期発見や体調変化の把握に努め、地域包括支援センターなど相談機関と連携して支援を行います。
- ◆ 介護保険事業や障害福祉サービス事業を担う社会福祉協議会の強みを生かし、引き続き各種相談や支援を行います。
- ◆ 町や岐阜県社会福祉協議会と連携し、困窮支援を継続するとともに、アウトリーチ支援による相談事業を行います。
- ◆ 日常生活の困りごとを拾い上げ、福祉サービスへ反映させるよう努めます。

地域住民の取組

- ◆ 自分が必要な時にどんなサービスが受けられるか情報を収集しましょう。
- ◆ サービス利用が必要になったときは、ためらわず相談しましょう。
- ◆ 地域で実施される交流の場などに積極的に参加し、多くの人とのつながりを持ちましょう。

(5) 社会福祉協議会と多様な関係者との連携

住民ニーズの多様化、課題の複雑化・複合化が進むなか、社会福祉協議会が「つながりと信頼を深め、みんなで支え合うまち 北方」を推進するためには、地域の現状や福祉課題について住民や地域の関係者と一緒になって考え、地域福祉の推進に協力して取り組むことが必要です。

そのためには、住民が単なる担い手ではなく、ともにつながり支え合う地域福祉活動の主体であるという意識を町や関係機関と広く共有していきます。

また、町との強いパートナーシップを継続しながら、社会福祉協議会として民間組織にふさわしい柔軟性や即応性のある活動を行えるよう、様々な啓発活動を通じた地域福祉財源の確保や、職員研修や資格取得促進などによる人材育成についても、引き続き取り組んでいきます。

そして、民生委員・児童委員をはじめとした多様な主体との連携を生かし、その人らしい暮らしを地域で支える様々な事業を住民とともに企画・実施し、課題を抱える人に寄り添った支援のネットワークづくりにつなげていきます。

加えて、頻発化・激甚化する災害に備え、災害ボランティアセンターや地域支え合いセンターの運営をはじめとした災害時の福祉支援について、住民や行政などの関係機関、民間事業者との連携強化を図ります。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 町とのパートナーシップ強化のため、関係課との定期的な協議会や担当者連絡会などを継続して実施します。
- ◆ 福祉人材の不足に対応するため、IT・DX活用と業務の効率化を研究するとともに、研修や資格取得を積極的に推進し次代を担う職員の育成に継続性をもって取り組みます。
- ◆ 地域福祉財源の確保のため、様々な機会に社会福祉協議会の役割や取組を丁寧に伝え、会費や寄付金、共同募金への理解を深めてもらえるよう努めます。
- ◆ 住民活動や福祉教育・啓発活動をはじめとした地域福祉の向上のため、地域福祉財源や各種助成金などの有効活用に努めます。
- ◆ 民生委員児童委員協議会と高度に連携した支援に取り組むとともに、地域の福祉団体や多様な分野の団体や事業所との連携を推進します。

基本目標3 安全・安心の環境づくり

(1) 重層的な相談支援の確立

高齢者、障がい者、子どもなどの日常生活の困りごとや福祉サービスの適切な利用などについて、分野を問わず包括的に相談を受け、支援をするため、地域と関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。

また、公的な福祉サービスの対象とならない「制度の狭間」にある問題、複雑化・複合化した課題などに各分野が連携し、対応できる重層的な相談体制の構築に努めます。

行政の取組

- ◆ 複雑化・複合化した課題を抱える相談に包括的に対応できるような、相談支援体制の構築に努めます。
- ◆ 地域包括支援センターを中心に、保健センターや社会福祉協議会と連携し、高齢者の相談の充実努めます。
- ◆ こども家庭センターにおいて、妊娠期から学齢期（18歳未満）にいたるまで、継続的なつながりの中で、他機関と連携して、より充実した支援が提供できるように努めます。
- ◆ 相手の「人格」を尊重し、相手の立場に立った分かりやすい窓口対応と相談支援に努めます。
- ◆ 相談機能の充実と相談スタッフの資質向上を図るとともに、必要に応じて専門の窓口の設置に努めます。
- ◆ 地域を見守り、相談を受け必要であれば専門機関へつなぐ役割を担う民生委員・児童委員に対し、研修会や講習会を実施するとともに、関係機関と連携し支援する体制を整えます。
- ◆ 専門的な知識や技術を持った相談員の設置・育成を図ります。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 分野を問わない「なんでも相談」事業を継続するとともに、介護、障がい、生活困窮、子育てなど専門性の高い相談にも、多様な関係機関と連携して対応します。
- ◆ 職種を問わず多くの職員が研修に参加し、課題を抱えた人に寄り添い支援につなげる体制の構築に努めます。
- ◆ 住民や関係団体との対話やネットワークを生かし、地域生活課題の発見・把握に努め、課題解決や継続的な支援に協働して取り組みます。

地域住民の取組

- ◆ 不安や悩みごと、困っていることを周囲に伝え、手助けを求めましょう。
- ◆ 地域で困っている人をどのような支援につなげられるかを考えましょう。

(2) 権利擁護体制の構築

高齢者、障がい者、子ども等あらゆる人に対する虐待を防止するための周知啓発、早期対応等のため関係機関や地域等の連携を強化します。

また近年、ひとり暮らしや認知症の高齢者等を狙った悪質な販売業者による被害や、特殊詐欺などの被害が増えており、こうした被害を防ぐため啓発活動を進めていきます。

本町においては、障がいや高齢などにより判断能力が十分でない人も、地域の中で安心して生活を送ることができるように北方町成年後見支援センターなどの機関と連携し、成年後見制度への理解促進や利用の支援をしていきます。

行政の取組

- ◆ 高齢者、障がい者、子どもに対する虐待、配偶者等からの暴力（DV）を防止するため、周知啓発を行います。また、適切な早期対応が可能となるように、関係機関や地域等との連携を強化します。
- ◆ 6月15日の世界高齢者虐待啓発デーに合わせ広報を行っていきます。
- ◆ 北方町成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の普及、啓発に努めるとともに、必要に応じて制度利用の支援を行います。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 誰もが個人として尊重され安心して生活できるよう、権利擁護についての啓発を行います。
- ◆ 日常生活自立支援事業など、生活の改善や自立に向けたサービスの利用を促進します。
- ◆ 担当職員や生活支援員の資質向上のため、積極的に研修参加を継続します。

地域住民の取組

- ◆ 自分や自分の家族の将来を具体的に考えてみましょう。
- ◆ 身近な場所にある相談窓口で相談してみましょう。

地域住民の取組

- ◆ 認知症の人、知的障がい者や精神障がい者等を隣近所で見守り、異変に気づいた場合は役場や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等に連絡しましょう。

(3) 防災・防犯の地域づくり

日頃から地域の中で、顔の見える関係づくりを大切にして、自主防災意識の啓発に努め、高齢者や障がい者をはじめとする避難行動要支援者の支援体制を構築していきます。また、住民同士がお互いに声をかけあって、犯罪被害に合わないよう見守りや意識啓発に努めます。

行政の取組

- ◆ 広報紙等で「避難行動要支援者台帳（見守り台帳）」の周知を図り、登録を推進します。
- ◆ 支援の必要な人の情報（本人の同意を得たもの）を町から警察、消防機関及び自主防災組織（自治会）に提供し、要支援者の支援体制づくりの啓発強化を図ります。
- ◆ 避難行動要支援者台帳に登録した要支援者の置かれた環境や生活状況を把握して、避難のための個別支援計画等の策定を推進します。
- ◆ 災害時における要配慮者が、安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所の体制整備を進めます。
- ◆ 自治会が主体となる自主防災訓練などを支援し、住民の自助、共助[※]の意識啓発に努めます。
- ◆ 特殊詐欺や悪徳商法など的高齢者が狙われやすい犯罪について、老人クラブなど的高齢者が集まる機会に、警察等と連携し犯罪にあわないよう注意喚起を行います。
- ◆ 各学校区に配置するスクールガードリーダー・登下校安全巡視員による登下校時の見守り活動を維持・拡充し、防犯体制の強化に努めます。

※共助：3ページの「自助・互助・共助・公助の関係性」の図では、自主防災組織の活動を「互助」として整理していますが、この取組においては北方町地域防災計画の記述に合わせて「共助」と記述しています。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 平時から福祉と防災の連携を図るため、町担当課との連絡会議を継続します。
- ◆ 発災から復興までの長期的な福祉支援を行うため、災害ボランティアセンターや地域支え合いセンターの運営に関する準備を進めます。
- ◆ 町担当課や専門機関などと連携した災害ボランティア養成講座を継続し、防災リーダーの育成に努めます。
- ◆ 住民や地域の関係者、民間団体と連携し、災害ボランティアセンターなど支援体制の周知を行います。
- ◆ 地域のいろいろな集まりを活用し、地域防災の啓発やネットワークづくりに取り組みます。

地域住民の取組

- ◆ 防災グッズの準備や避難場所の確認など、日頃から災害への備えを意識しましょう。
- ◆ 自治会が主体となる自主防災訓練などに参加しましょう。
- ◆ 特殊詐欺や悪徳商法などの高齢者が狙われやすい犯罪にあわないように、防犯活動に関心を持ちましょう。

(4) 安心して暮らせる支援体制の構築

誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の考えに基づき、誰もが安心して外出できるまちづくりを目指して、道路、公共施設の整備等を推進し、やさしい思いやりのあるまちづくりの実現を目指します。

また、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実など、誰もが交通機関を利用しやすいよう支援に努めます。

行政の取組

- ◆ 歩道の段差解消など高齢者や障がい者など誰もが歩行しやすい空間の整備を継続し、住みよいまちづくりを推進します。
- ◆ バリアフリー等の相談については、介護保険制度による住宅改修などの相談支援、普及啓発を行い、バリアフリーの充実を図ります。
- ◆ 高齢者や障がい者に介護保険制度や障がい福祉サービスの制度を利用した外出支援の仕組みを啓発し、外出の機会を得られるよう、支援に努めます。

行政の取組

- ◆ 高齢者や障がい者へのバス利用による外出支援として、乗車料金助成事業の周知と利用促進を図ります。
- ◆ 高齢者や重度障がい者を対象とした指定病院までのタクシー料金助成事業の周知と利用促進を図ります。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 車いすや歩行器など福祉用具の一時的な貸出しを継続し、必要に応じて介護認定や福祉サービス利用につなげます。
- ◆ 外出支援車の貸出し事業を周知し、利用促進と介護者の支援に努めます。
- ◆ 本人や家族の思いに寄り添い、利用できる制度やサービスを紹介します。
- ◆ ゴミ出し支援などの日常的な支え合いが円滑に行えるよう、町や自治会と協力して暮らしやすい仕組みづくりを推進します。

地域住民の取組

- ◆ 交通ルールとマナーを守って行動しましょう。
- ◆ 買い物や通院に困っている人がいたら、見守りや声かけをしましょう。
- ◆ 利用できる制度やサービスを効果的に活用しましょう。

(5) 再犯防止の推進

犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を見据え、自立に向けた支援や自立を支える保護司会等の活動の支援等を行い、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

行政の取組

- ◆ 様々な悩みや課題を抱える人に対して、出所後の自立への支援ができるよう相談できる体制整備に努めます。
- ◆ 犯罪をした人それぞれが抱える課題や特性に応じて、適切な支援機関へつなぎます。
- ◆ 地域において犯罪をした人の指導・支援にあたる保護司との情報共有や連携を推進するとともに、その活動に対して支援をしていきます。

行政の取組

- ◆ 「社会を明るくする運動」を通じて周知・啓発活動を行い町民への理解を促していきます。
- ◆ 関係機関とともに「ダメ。ゼッタイ。」活動をはじめとした薬物乱用防止普及啓発活動に取り組みます。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 地域で孤立したり、生活のしづらさを抱えたりして犯罪を繰り返す人もいます。そうした人や家族を孤立させないよう相談に応じ、町や保護司と連携して必要な支援につなげます。
- ◆ 引き続き保護司会、更生保護女性会の活動を支援します。

地域住民の取組

- ◆ 犯罪や非行をした人の立ち直りについて、関心を持ちましょう。

1 北方町成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいその他の精神上的障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人などが、本人の財産の管理、福祉サービスやその他の契約等を行い、その生活を保護し支援する制度です。

本町の現状は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が年々増加しています。しかし、この中には、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、誰かからの支援を受けることもなく孤立した生活を送る人もいます。そこで、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を推進することで、町民の権利擁護を一層充実していく必要があります。

このような状況を踏まえ、北方町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とともに、権利擁護に関する支援の必要な人の早期発見・支援が行える体制づくりを推進していきます。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】（抜粋）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

基本施策

(1) 成年後見制度の適切な利用の促進

経済的な理由や親族の協力が得られないことなどで制度が利用できないことがないよう「成年後見制度利用支援事業」を実施するとともに、養護者や社会福祉施設従事者などによる虐待を受けていたり受ける恐れがあったりする場合などは、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどと連携し、町長申立を行うなど適切に対応します。また、成年後見制度を利用する人の自己決定権を尊重し、個々のケースに応じた適切な運用を図ります。

(2) 地域連携ネットワークの充実

司法を含む各専門分野の団体との地域連携ネットワークを活用し、地域全体で支える体制の充実を図ります。

(3) 中核機関の機能の充実

福祉子ども課で設置している「北方町成年後見支援センター」を中核機関としています。今後は、地域連携ネットワークの積極的な活用を図るとともに、広報・啓発活動などにより制度の周知に努めます。また、相談機能や後見人支援機能を果たすことで制度を利用してからのフォロー体制の機能の充実に取り組みます。

2 北方町再犯防止推進計画

国は平成28（2016）年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、地方公共団体は再犯の防止などに関し、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することを定めました。また、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定され、岐阜県においても平成31（2019）年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」が策定されました。

このような状況を踏まえ、本町においても、国や県の動向に対応して、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、北方町再犯防止推進計画を策定し、施策の推進に取り組めます。

【再犯の防止等の推進に関する法律】（抜粋）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

基本施策

（1）再犯防止の推進

再犯防止推進計画に基づき、犯罪などから立ち直ろうとする人の自立や社会復帰に向けて、関係団体などと連携し、就労や住居の支援を行い、再犯防止に努めていきます。

（2）犯罪や非行をした人の人権についての啓発

犯罪や非行をした人に対する差別的言動などの人権問題を未然に防ぐため、意識啓発を行っていきます。

（3）保護司会への活動支援

地域において犯罪や非行をした人の指導・支援にあたる保護司との情報共有や連携を強化するとともに、国、県、関係団体など、関係機関との連携を図ります。また、保護司確保のための活動への支援や地域における更生保護活動に対する支援等を行っていきます。

(4) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と立ち直りを支えるための「社会を明るくする運動」を通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進するとともに、広報紙による広報・啓発活動を推進していきます。

(5) 地域の支援ネットワークの構築

犯罪をした人が地域で安定して生活するためには、地域における各種行政サービスが必要となるため、支援ネットワークの構築に努めていきます。

1 計画の推進体制

地域福祉は、地域活動を支える自治会や各種団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、福祉サービス事業者、町や学校等の行政機関、社会福祉協議会など様々な人々や関係機関が地域住民との協働によって、その向上を図っていくことが大切です。

基本理念の「つながりと信頼を深め、みんなで支え合うまち 北方」の実現に向けて、地域住民をはじめ、地域福祉を担う様々な組織、団体がそれぞれの役割を認識し本計画を推進していきます。

(1) 地域住民の役割

社会福祉法においては、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」とされています。こうした方針を踏まえ、地域住民一人ひとりが福祉意識を高め、支え合い共生する社会の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は、地域福祉に関わる情報に関心を持ち、地域福祉の担い手として、主体的にボランティア等の社会活動に参加することや、自治会や班などで支え合う関係をつくりあげる役割が求められています。

(2) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが必要です。また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画が求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと地域福祉の推進を図ることを目的として、住民と官民の社会福祉関係者などで構成されており、協議・連携しながら「ともに生きる豊かな地域社会」を構築するための様々な事業を行っています。

本計画の推進にあたり、社会福祉協議会では、住民と町、地域のあらゆる分野の関係者が連携・協働するネットワークづくりに努めます。

また、住民の主体的な活動を促進するため、自治会レベル、学校区レベルで地域の実情に応じたきめ細かな支援や活動を行っていきます。

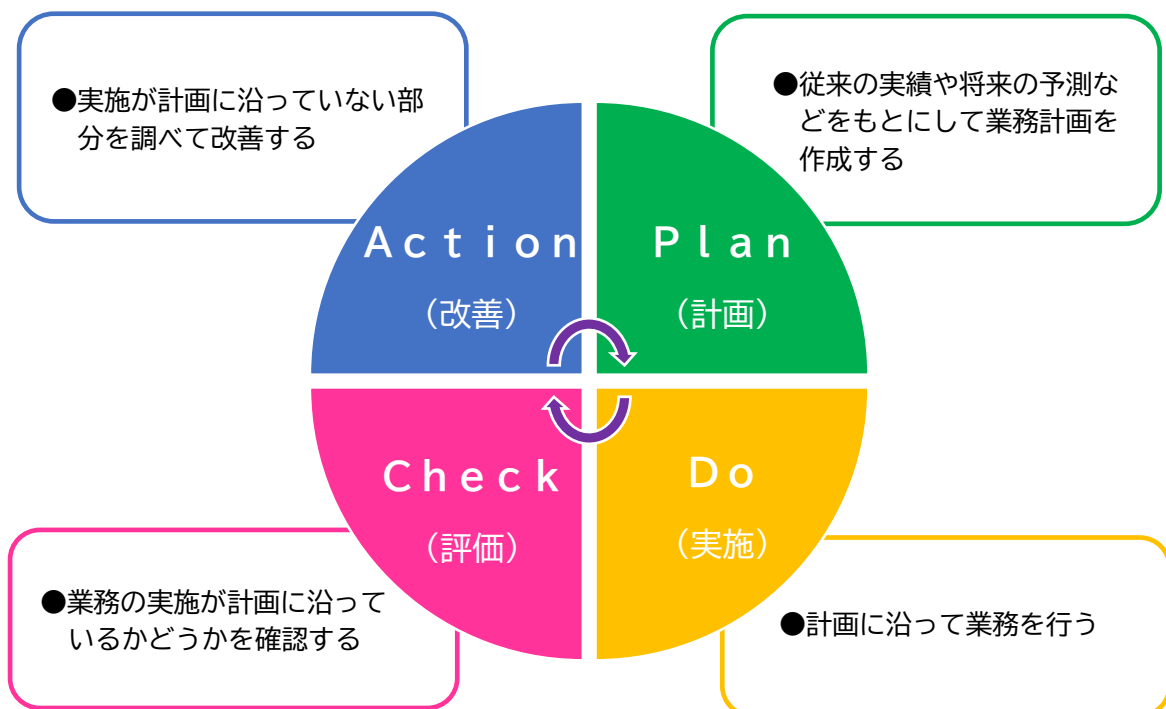
(4) 町の役割

国の掲げる地域共生社会の実現を大きな目標として地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安全・安心で、人と人とのつながりを感じながら暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

また、庁内関係課の横の連携、地域福祉を推進する関係機関、団体、多職種等との連携を図り、重層的な体制づくりに努めます。

2 計画の評価・点検

本計画は、地域住民、地域活動を支える自治会や各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、町等が連携し、着実に推進していきます。このため、計画の進行管理については、地域福祉計画推進協議会において、年1回程度、事業の進捗の把握、評価、必要に応じて見直しを行っていきます。



1 北方町地域福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく北方町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、北方町地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 北方町地域福祉計画の進捗状況を確認すること。
- (2) 地域福祉の推進のための取組及び地域福祉計画の見直しを検討すること。
- (3) その他協議会の設置の目的を達成するため町長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 社会福祉の関係団体の代表者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、役場福祉子ども課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月2日から施行する。

附 則（平成25年告示第15号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年告示第18号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 北方町地域福祉計画推進協議会委員名簿

	所 属	氏 名
会 長	北方町青少年推進員会	大熊 龍夫
副会長	北方町民生委員児童委員協議会	神谷 令子
	岐阜県岐阜地域福祉事務所	清水 尚
	北方町自治会連絡協議会	住田 孝治
	北方町老人クラブ連合会	八代 勝秋
	北方町身体障害者福祉協会	村木 俊文
	北方町婦人会	市橋 千尋
	北方町子ども会育成協議会	川地 香織
	北方くらし助け愛隊	小森 悦子
	NPO法人 ままプラザほっと	寺田 知利子

(敬称略)

第4期北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行日：令和7年3月

発行：北方町役場 福祉子ども課

〒501-0492

岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

電話：058-323-1119

社会福祉法人 北方町社会福祉協議会

〒501-0431

岐阜県本巣郡北方町北方1345番地の2

電話：058-324-6550